

## 資料編

## 資料-1 湯沢町の現況

## (1) 既往計画等の整理

## 1) 広域計画

湯沢町は、新潟県広域都市計画マスタープランにおいて7つの圏域に分けた広域圏のうち「魚沼圏域」に位置しています。

その中で、南魚沼市及び魚沼市とともに「魚沼地域定住自立圏共生ビジョン」を構成しています。



図-湯沢町に係る広域圏

## ① 魚沼圏域広域都市計画マスタープラン 平成 29 年 3 月 新潟県（抜粋）

## 1. 圏域の特徴

魚沼圏域は、十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町の 3 市 2 町により構成されます。

## 2. 圏域の将来像

## (2) 広域的な都市づくりの方針

## ①圏域の目標 豊かな自然・雪・伝統を活かして交流が広がる定住圏域

- 1) 地域文化や雪とともに持続的に発展する圏域の形成
- 2) 広域ネットワークの強化による多様な交流の支援
- 3) 自然や文化など多様な地域資源の保全と活用
- 4) 豪雪をはじめとする自然災害に対する暮らしの安心・安全確保

## ②広域的な都市づくりの方針

## 1) 土地利用

## ○都市機能の適正な誘導

- ・市街地の拡大は抑制し、既存の住宅地や都市基盤を有効に活用していく必要があります。
- ・医療・福祉、商業、行政などの機能を居住が集中している地区や公共交通のアクセスの良い地区に集約化するなど、都市機能の適正な誘導を図り、コンパクトな都市づくりを目指します。

## ②魚沼地域定住自立圏共生ビジョン

平成 28 年 10 月魚沼市・南魚沼市・湯沢町（抜粋）

## 1. 定住自立圏の名称及び構成市町

名称	構成市町
魚沼地域定住自立圏	南魚沼市、魚沼市、湯沢町（2 市 1 町）

## 2. 策定の目的

中心市宣言をした南魚沼市と、その宣言に賛同した魚沼市及び湯沢町の間でそれぞれ締結した「定住自立圏形成協定」に基づき、魅力ある圏域の形成を図るため、適切に役割を分担しながら圏域全体として目指すべき将来像を掲げるとともに、その実現に向け、生活機能、結びつきやネットワーク及び圏域マネジメント能力の観点から、今後、連携して推進する具体的な取組を示します。

## 3. 計画期間

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間

## 4. 人口

平成 22 年の国勢調査による本圏域の人口は、110,381 人であり、平成 17 年の 115,523 人と比べ、5,142 人、約 4.5%減少しています。

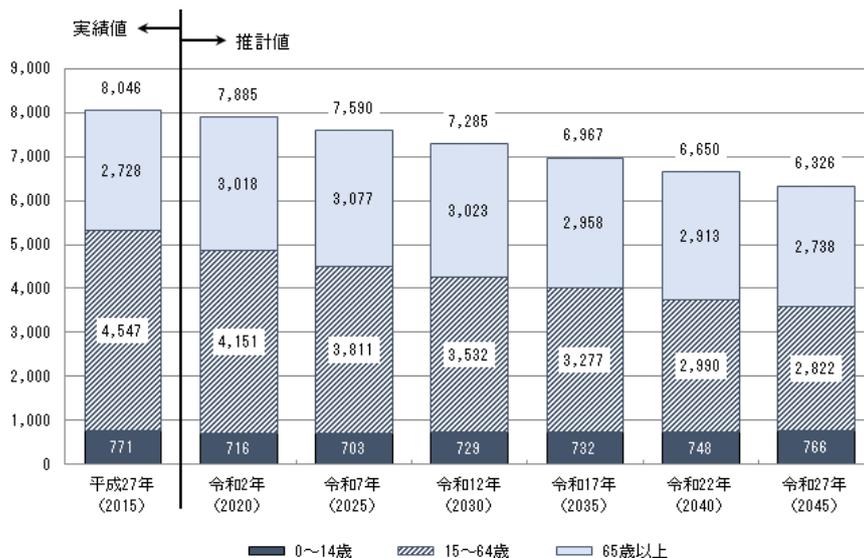
## 2) 上位関連計画の整理

## ① 湯沢町総合計画

計画概要	策定年月：平成 23 年（2011 年）3 月 計画期間：平成 23 年度（2011 年度）～令和 2 年度（2020 年度） [前期：平成 23 年度（2011 年度）～平成 27 年度（2015 年度）、 後期：平成 28 年度（2016 年度）～令和 2 年度（2020 年度）]
まちづくりの課題	1. 高齢化社会・少子化への対応 地域の担い手としての高齢者の力の活用／少子化対策の強化と労働力の確保／子どもの個性を伸ばす教育環境の充実 2. 地域産業の活性化 四季を通じた観光づくり／メディアを活用した情報発信／若者の就労の場の創出 3. 安全・安心な暮らしの確保 保健・福祉・医療の充実と連携強化／ICTの安全利用と有効活用／個性と人権の尊重／安全・安心な生活環境づくり 4. 環境保全への取り組み 自然エネルギーの利活用／環境保全の視点によるまちづくりの推進 5. まちの個性づくり 地域文化の再評価と誇りの醸成／地域特性を生かした戦略的なまちづくり 6. 持続可能な地域経営 財政構造の転換/観光客も含めた多様な主体によるまちづくりの推進
基本理念	(1) “湯沢町らしさ”を追求します 湯沢町が有する地域資源のよさを再認識しつつ、最大限活用しながら、常に「湯沢町らしさ」を追求するまちづくりを推進します。 (2) “安全・安心”を守ります まちに暮らすひと、まちを訪れるひと、このまちのすべての人の安全が守られ、安心して過ごすことができるよう、地域全体で取り組むまちづくりを推進します。 (3) “育つ力”を伸ばします 子どもや若者、親、高齢者などすべての町民と地域活動組織、事業所などが持つ、自ら育つ力を伸ばしていくことができるよう支援し、個性あふれる自立したまちづくりを推進します。
まちの将来像	“自然”にあつまるまち湯沢 - みんなが湯沢の自然を誇り、自然を大切にしているまち - 自然に足が向き、あたたかさになれることができるまち
基本政策	1. 四季を通じて、また訪れたいくなるまちづくり 2. 働きがいのある活力あふれるまちづくり 3. 安心して自分らしく暮らせるまちづくり 4. 自然と共に生き、快適に暮らせるまちづくり 5. 誰もが学べ、個性を誇れるまちづくり 6. 持続可能な自立したまちづくり

## ② 湯沢町人口ビジョン

計画概要	策定年度：令和元年度（2019年度） 計画期間：令和2年度（2020年度）～令和27年度（2045年度）
目的	今後の中長期的な人口推移が与える社会的・経済的な影響について、定性的・定量的な分析を行い、今後の地域社会の活性化に向けた将来展望、方向性を明らかにしていきます。
人口減少にかか る課題	①若者の転出超過 ②出生数の減少 ③地域機能の低下 ④就労・雇用・労働力の確保 ⑤町内産業の維持
目指すべき将来の方向性	①魅力にあふれ、やりがいを感じて働くことができるまちづくり ②雇用が安定し、活力ある産業が持続するまちづくり ③若者が生活の場として選択するまちづくり ④子どもがすくすく育つまちづくり ⑤多くの人を訪れ、交流する活気あふれるまちづくり ⑥安全・安心で快適に暮らせるまちづくり
人口の将来展望	<p>・国の長期ビジョンにおける「合計特殊出生率が上昇した場合」の将来推計の仮定値を基準とし、令和2年（2020年）までに1.46程度、令和12年（2030年）までに1.78程度まで向上し、令和27年（2045年）に人口置換水準（2.07）が達成されることを目指します。</p> <p>・人口移動が将来的に一定程度収束することを想定した社人研推計をベースに、移住・定住対策の強化を図ることによりさらなる社会増を目指します。</p>



## ③ 湯沢町総合戦略

計画概要	策定年度：平成 27 年度（2015 年度） 計画期間：平成 27 年度（2015 年度）～平成 31 年度（2019 年度）
目的	人口ビジョンで示した人口減少による影響を克服するため、これまでにない危機感をもって問題意識を町民と共有しながら、「産官学金労言」が連携し、戦略的な施策を総合的に推進するために策定していきます。
基本目標の設定	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>国の総合戦略が掲げる 4 つの基本目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地方における安定した雇用を創出する</li> <li>②地方への新しい人の流れをつくる</li> <li>③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる</li> <li>④時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">湯沢町の課題</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">目指すべき将来の方向性</p> <p style="text-align: center;">  </p> <p>【基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 基本目標 1 魅力にあふれ、やりがいを感じて働くことができるまち</li> <li>■ 基本目標 2 雇用が安定し、活力ある産業が持続するまち</li> <li>■ 基本目標 3 若者が生活の場として選択するまち(重点目標)</li> <li>■ 基本目標 4 子どもがすくすく育つまち</li> <li>■ 基本目標 5 多くの人を訪れ、交流する活気あふれるまち</li> <li>■ 基本目標 6 安全・安心で快適に暮らせるまち</li> </ul> </div>
基本目標ごとの施策の展開	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 魅力にあふれ、やりがいを感じて働くことができるまち <ul style="list-style-type: none"> <li>●中子町有地等の利活用の推進／●IT企業の進出推進</li> </ul> </li> <li>2. 雇用が安定し、活力ある産業が持続するまち <ul style="list-style-type: none"> <li>●外国人労働者支援拠点の設置支援／●資格取得の支援／</li> <li>●働き方改革の推進</li> </ul> </li> <li>3. 若者が生活の場として選択するまち <ul style="list-style-type: none"> <li>●移住支援体制の強化／●Uターンを促進する制度の検討／</li> <li>●住宅・土地取得の支援／●新幹線通勤の支援</li> </ul> </li> <li>4. 子どもがすくすく育つまち <ul style="list-style-type: none"> <li>●湯沢町を誇りに思い、たくましく生きる子どもを育てます。</li> </ul> </li> <li>5. 多くの人を訪れ、交流する活気あふれるまち <ul style="list-style-type: none"> <li>●観光推進体制の強化/外国人観光客の誘致支援／●M I C E 誘致</li> </ul> </li> <li>6. 安全・安心で快適に暮らせるまち <ul style="list-style-type: none"> <li>●災害に強い地域づくり／●定住自立圏による取組の推進</li> </ul> </li> </ol>

## ④ 湯沢都市計画 都市計画区域マスタープラン（新潟県）

計画概要	策定年度：平成 29 年（2017 年）3 月 目標年次：令和 12 年（2030 年）
将来像	①都市機能の誘導と広域交通ネットワークを活かした交流の促進 ②自然や文化など多様な地域資源の保全と活用 ③豪雪をはじめとした自然災害に対する暮らしの安全・安心確保
市街地の土地利用の方針	・越後湯沢駅周辺地区については、多くの観光客がにぎわう拠点として、土地利用の効率化などにより、商業集積とにぎわいの創出を図ります。 ・まちなかにおいては、多様な世代が安心して暮らせる利便性の高い居住地として、居住環境の改善を図りながら、多様なニーズに対応した住宅の供給を促進します。
交通施設の都市計画の決定方針	・観光客の円滑な移動に配慮し、鉄道駅や関越自動車道湯沢 IC から都市内の各拠点への連絡強化を図ります。 ・市街地では、徒歩や自転車、バス、鉄道等により円滑に移動できる都市構造を目指します。
主要な市街地開発事業の決定の方針	・中心市街地は、道路や公園等の公共公益施設の整備を推進し、魅力ある中心市街地の形成を図ります。 ・都市の拠点となる地区に、都市機能を誘導し、高齢者や子育て世代にとっても安心・快適に生活できる都市環境の形成を図ります。
都市防災に関する方針	・災害の発生するおそれのある土地については開発許可制度の運用により新規の開発を抑制するとともに、土砂災害防止法等と連携して、既存建物の地区外への移転・誘導を検討します。
環境負荷の低減に関する方針	・無秩序な市街地の拡大を抑制し、既存市街地内の低位利用地の活用や高度利用を図り、計画的な土地利用を行います。また、鉄道・バス等の公共交通との連携を図り、都市機能が集約した都市づくりを推進します。 ・公共交通の利便性を促進します。
都市構造図	<p>凡 例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 商業・業務拠点</li> <li>● 工業・流通拠点</li> <li>● 自然文化・交流拠点</li> <li>● その他拠点</li> <li>■ 市街地</li> <li>■ 農地・集落等</li> <li>■ 樹林地・山地等</li> <li>■ 河川</li> <li>— 都市構造軸</li> </ul> <p>【都市構造軸】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>太軸：広域連携を担う軸</li> <li>細軸：地域連携を担う軸</li> </ul> <p>都市計画区域 行政界</p> <p>※表現上、同一方向で近接する場合は上位の軸で集約。</p>

(2) 都市の状況

1) 土地利用現況

都市計画区域内の土地利用現況は、山林が最も多く約7割を占めます。また、都市的土地利用は約2割で、その半分がスキー場（その他の空地）です。

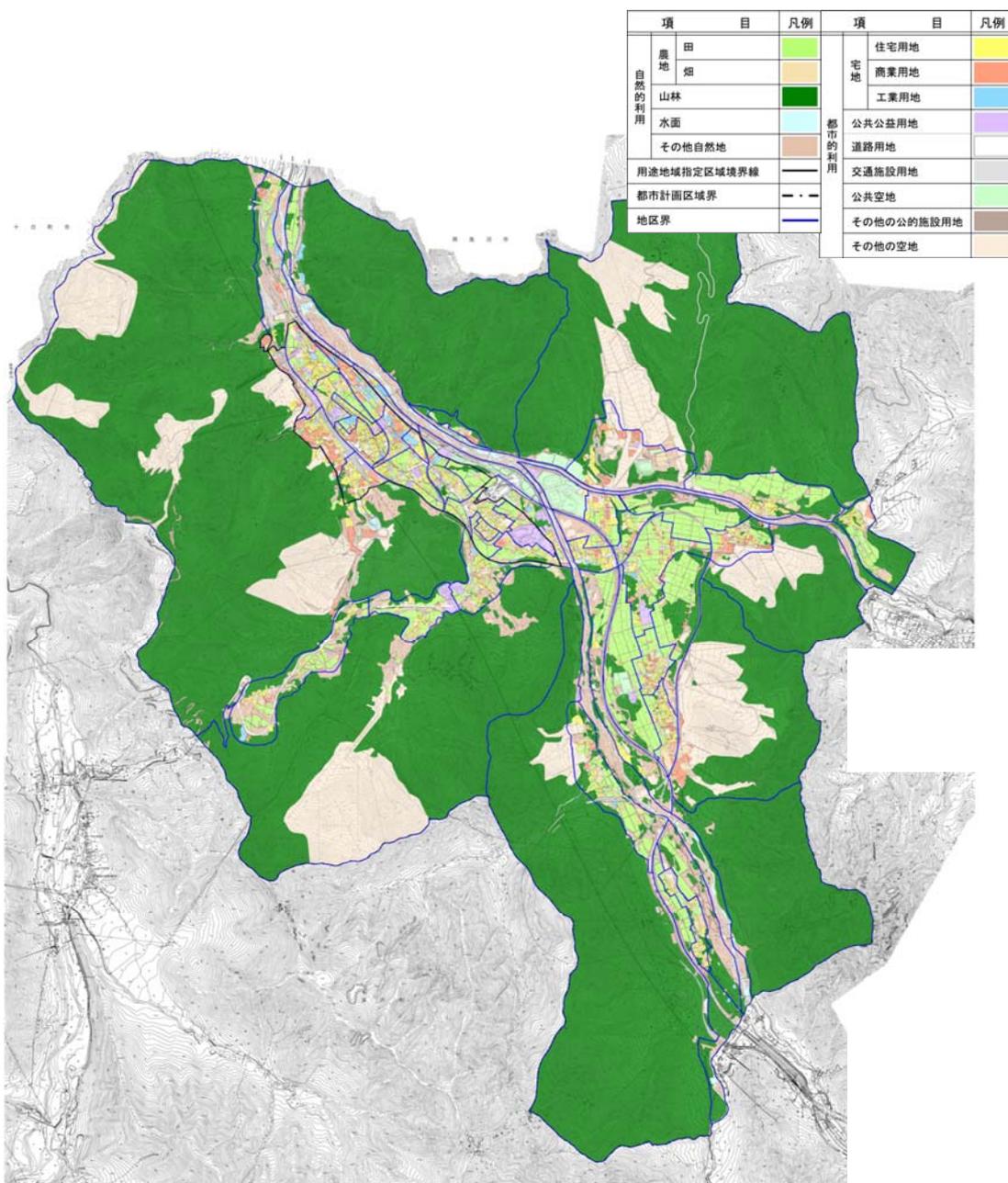


図-土地利用現況

資料-平成 29 年度都市計画基礎調査

用途地域指定区域は山林と河川に挟まれた地形的制約により、細長い形状をしており、鉄道や高速道路、国道が縦貫しています。また、用途地域指定区域内は、住宅や農地利用が多い状況です。

さらに、商業用地や工業用地は越後湯沢駅周辺及び国道 17 号沿道に立地しています。

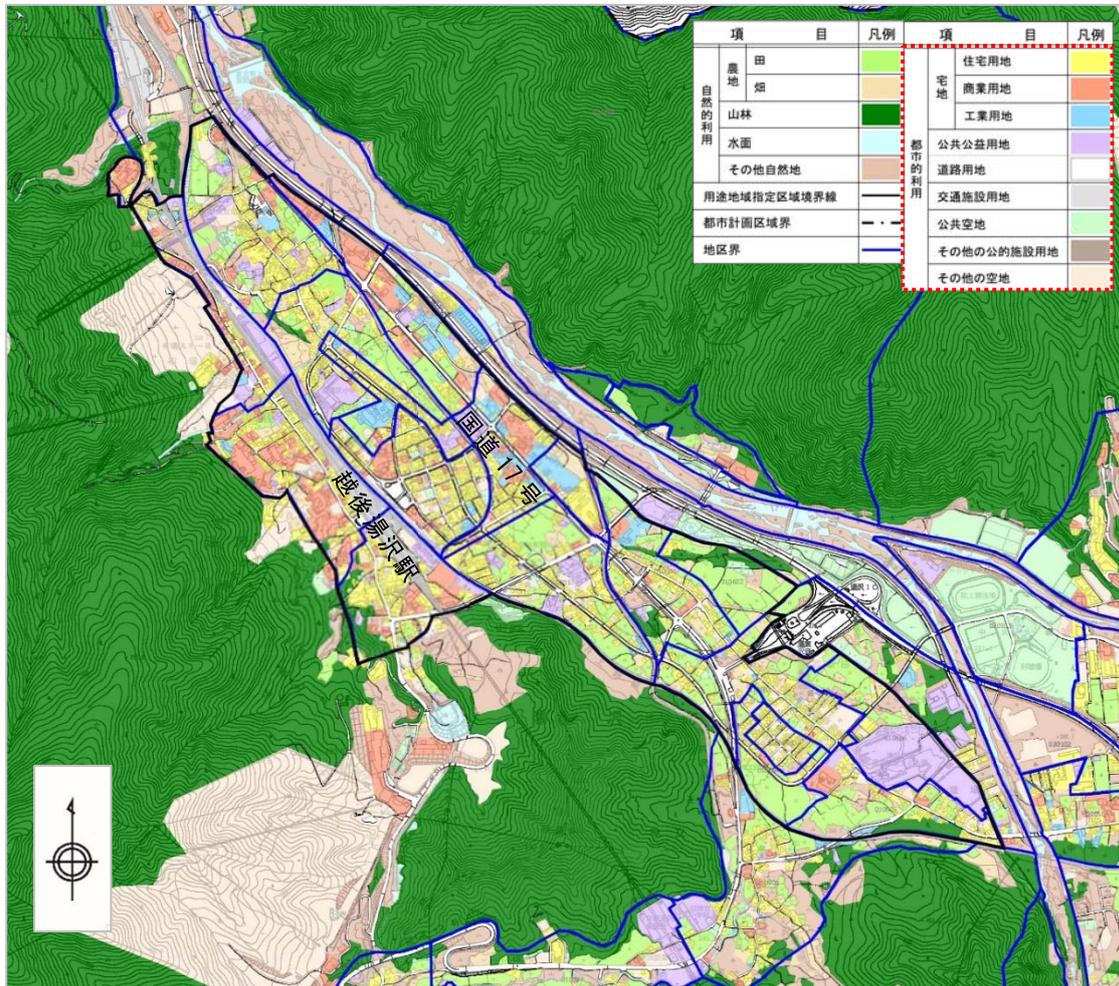


図-用途地域指定区域周辺の土地利用現況

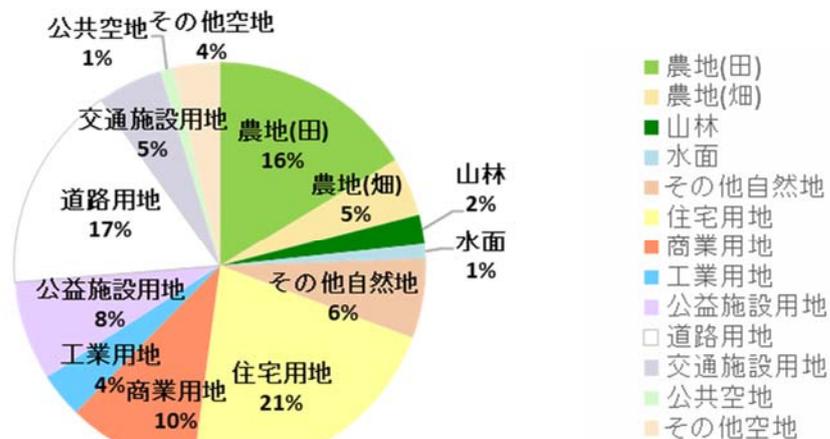


図-用途地域指定区域内の土地利用割合

資料-平成 29 年度都市計画基礎調査

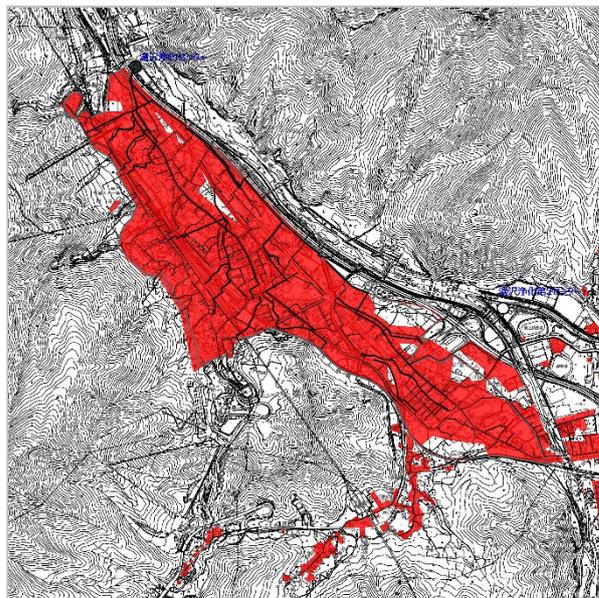
② 都市施設の整備状況

都市施設の整備状況は、道路は8施設が整備済み、6施設が整備中、公園は7施設が整備済み、5施設が整備中であり、駅前広場と駐車場、砂防設備は全て整備済みです。また、用途地域指定区域内のほとんどは下水道が供用済みです。

表-都市施設一覧表

施設種別	都市施設名称	備考	施設種別	都市施設名称	備考	
道路	3.5.1 湯沢温泉線	県道	公園	5.5.1 中央公園	総合公園	
	3.5.2 南滝沢線			3.3.1 主水公園	近隣公園	
	3.5.3 主水楽町線			2.2.1 滝沢公園	街区公園	
	3.5.4 主水中島川原線			2.2.2 大石田公園	街区公園	
	3.4.5 越後湯沢停車場岩原線	県道		2.2.3 地藏堂公園	街区公園	
	3.5.6 主水奈良山線			2.2.4 駅前公園	街区公園	
	3.3.7 城平線			2.2.5 奈良山公園	街区公園	
	3.4.8 中央線	一部県道		2.2.6 神立公園	街区公園	
	3.4.9 国道17号線			2.2.7 原新田公園	街区公園	
	3.5.10 東山線			1 一之沢墓園	特殊公園(墓園)	
	3.5.11 原新田岩原線			2 城平墓園	特殊公園(墓園)	
	3.5.12 宮林1号線			1 穴沢河川公園緑地	緑地	
	3.5.13 大野原線			駅前広場	東口駅前広場	
	3.4.14 宮林岩原線	県道			西口駅前広場	
砂防設備	ツナギ川砂防設備	砂防ダム1基、 調整池1基、 流路工L=665m	駐車場	滝沢駐車場	地上1階自走式	

資料-新潟県の都市計画、湯沢町資料



凡例		凡例	
項目		整備済	未整備
管 路	幹線	———	■■■■
	支線	———	■■■■
	処理場	●	○
	ポンプ場	■	□
	供用済区域	■	
	計画区域	■※	
	都市計画区域界	- - - - -	
	用途地域指定区域境界線	———	

図-下水道整備状況

資料-平成29年度都市計画基礎調査

### ③ 都市機能の分布状況

用途地域指定区域内に機能が集積しており、都市計画区域外では買い物が不便な地域が存在します。

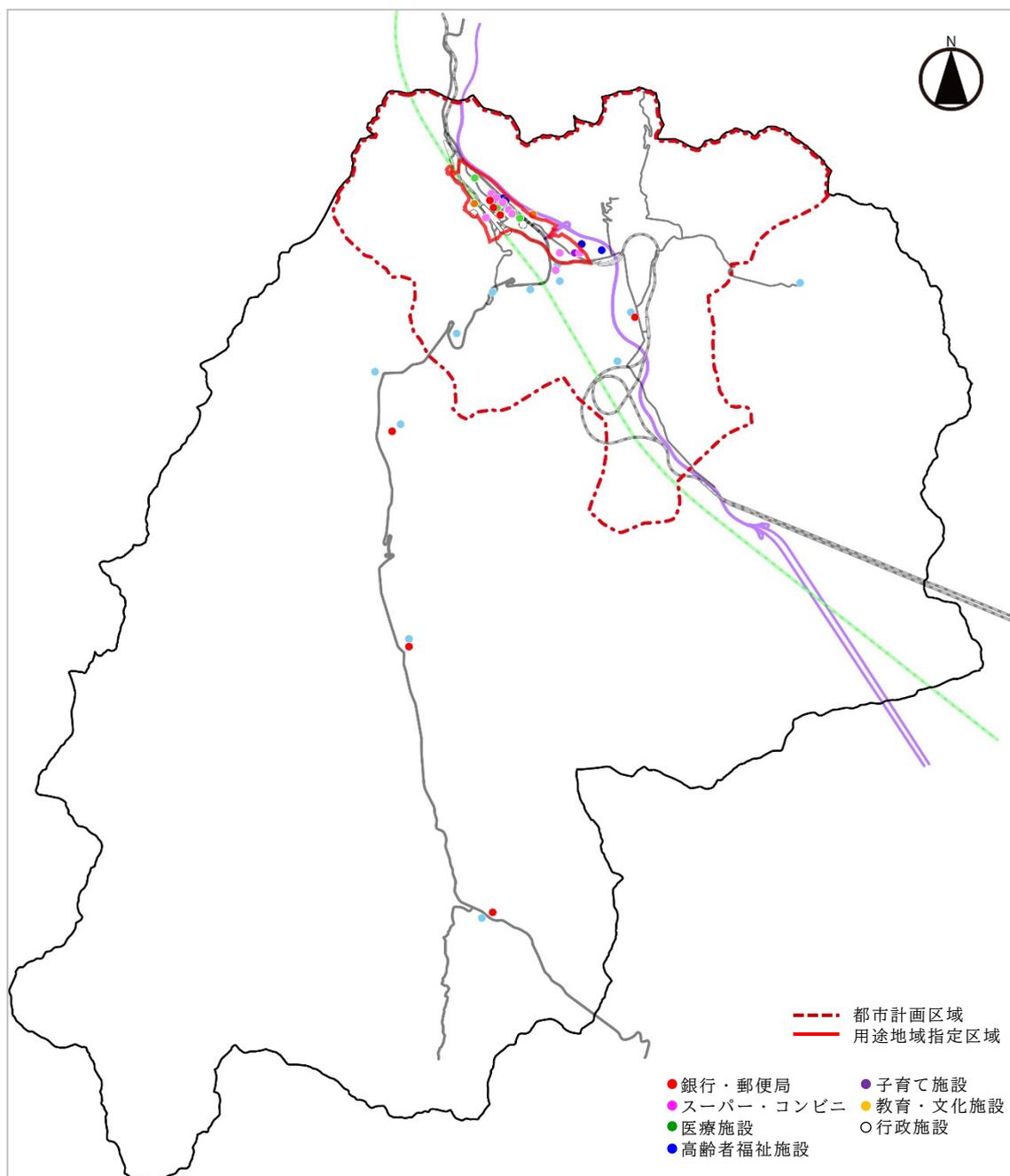


図. 都市機能分布状況（町全体）

各種サービス施設が用途地域指定区域内に拠点を形成しており、用途地域指定区域内を縦断する国道 17 号によりネットワークを形成しています。

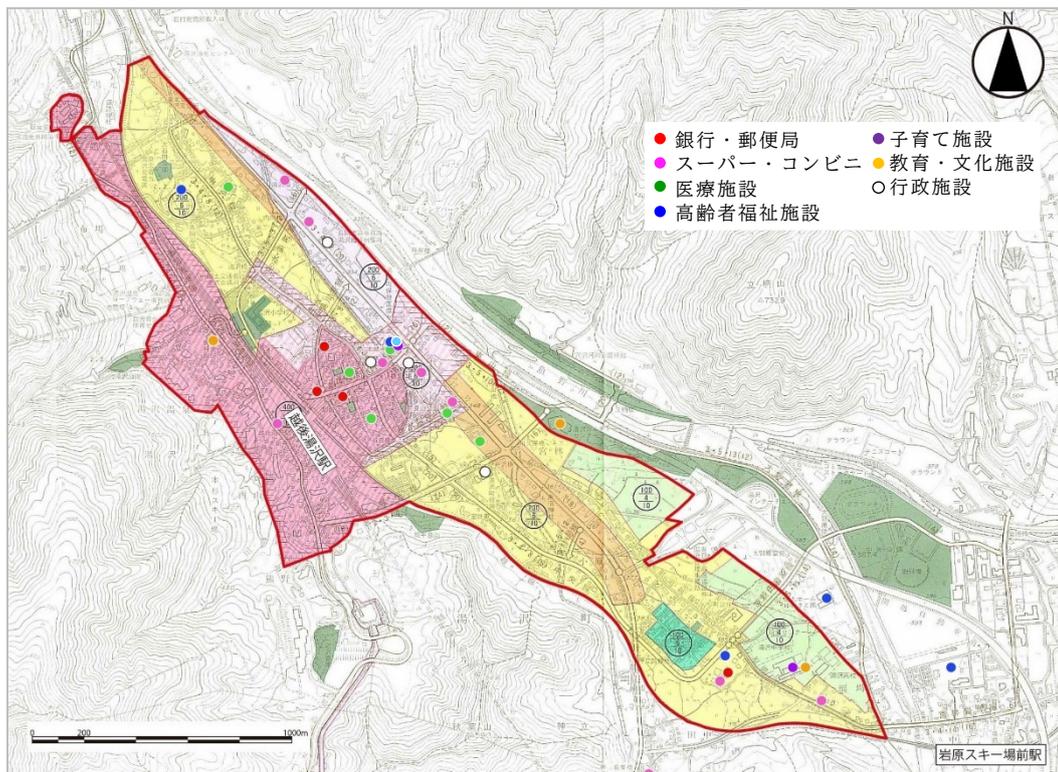


図-都市機能分布状況（用途地域指定区域）

広域的な地域間流動の状況を以下に示します。

【通勤・通学】

湯沢町は、南魚沼市の通勤圏としての結びつきが強く（1,489 人、4.4%）相互関係にあります。

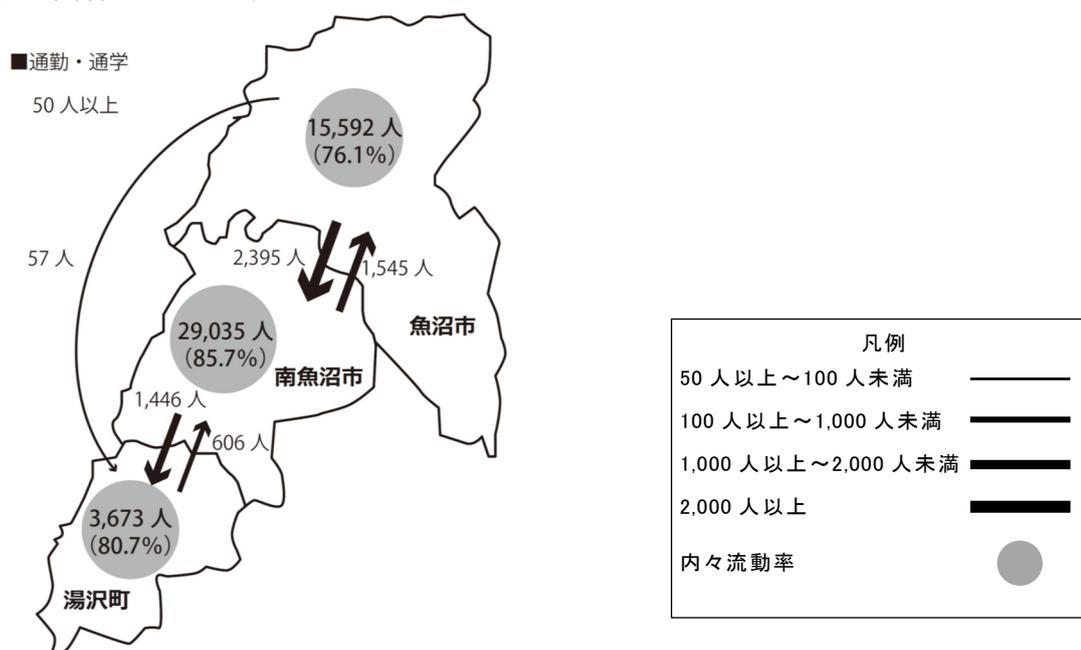


図-地域間流動（通勤・通学）

資料-平成 27 年国勢調査

【買い物】

定住自立圏内の大規模小売店舗の立地状況を見ると国道17号沿道に立地しています。

湯沢町は、町内（16.7%）の割合が低く、南魚沼市（40%）に依存しています。

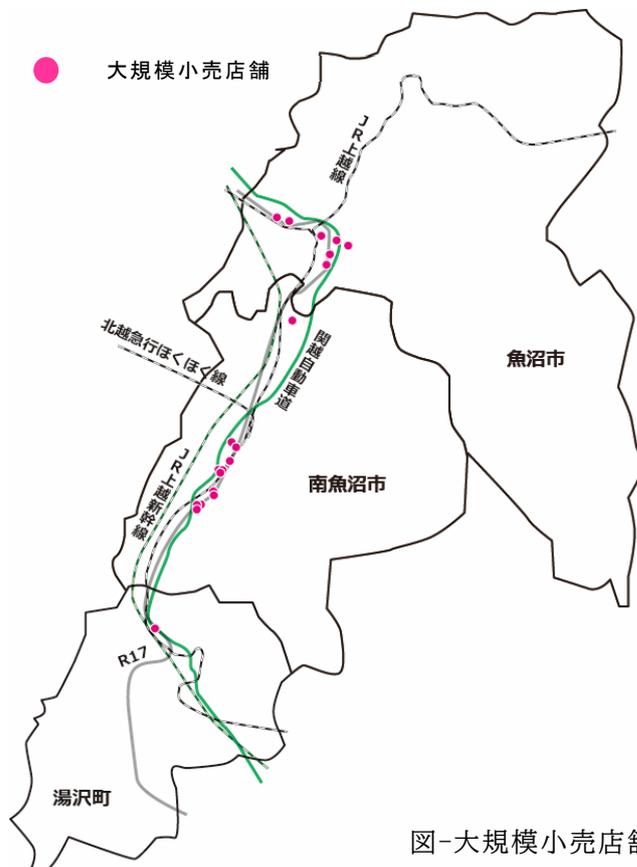


表-大規模小売店舗一覧

市町村名	店舗名
湯沢町	湯沢ハーツ
南魚沼市	コメリホームセンター六日町店
	原信 六日町店
	HIRASEI遊六日町店
	ダイレックス六日町店
	ひらせいホームセンター浦佐店
	六日町駅前ショッピングセンター
	六日町ショッピングパーク
	Aコープしおざわ店
	原信塩沢店
	ひらせいホームセンター塩沢店
	The ダイソー塩沢店
	塩沢ショッピングモール
	魚沼市
小出ショッピングセンター	
サカキヤ国道店	
良品生活館小出店	
原信小出東店	
マルイ堀之内店	
ひらせいホームセンター堀之内店	

資料-新潟県内大規模小売店舗  
(1000㎡)一覧  
令和元年8月末時点

図-大規模小売店舗分布

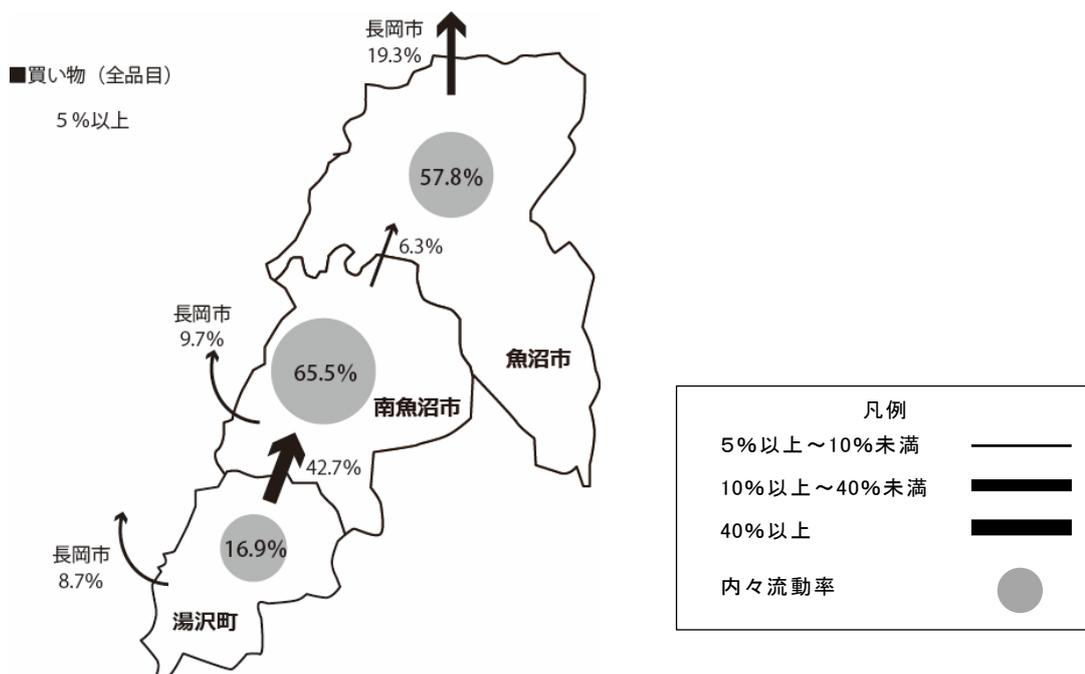


図-地域間流動（買い物）

資料-平成28年度中心市街地に関する県民意識・消費動向調査

【通院】

定住自立圏内の医療機関の立地状況を見ると国道17号沿道に立地しています。

湯沢町内の通院は48.7%、南魚沼市へは約40%と、買い物と同様に依存しています。

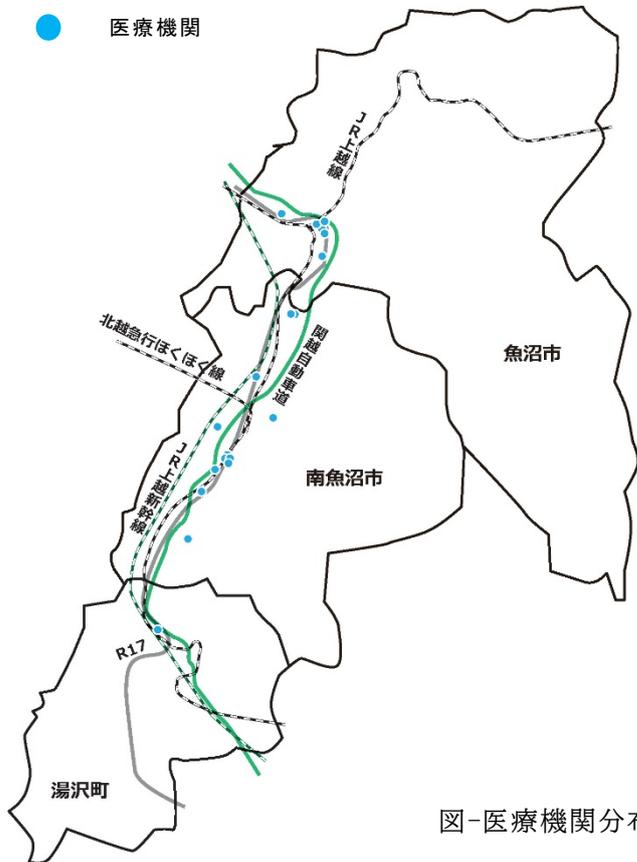


表.医療機関一覧

市町村名	医療機関名
湯沢町	湯沢町立湯沢病院
	角谷整形外科医院
南魚沼市	魚沼基幹病院
	南魚沼市民病院
	南魚沼市立ゆきぐに大和病院
	南魚沼市立城内診療所
	南魚沼市立中之島診療所
	南魚沼市休日救急診療所
	齋藤記念病院
	五日町病院
	やすかわ整形外科
	河内医院
	藤島眼科医院
魚沼市	風間内科医院
	魚沼市立小出病院
	堀之内医療センター
	ほんだ病院
	うおぬま眼科
うおぬま小児クリニック	
中島脳外科内科医院	

資料-魚沼地域定住自立圏共生ビジョン  
南魚沼市・湯沢消防署  
H27 医療機関別搬送状況

図-医療機関分布図

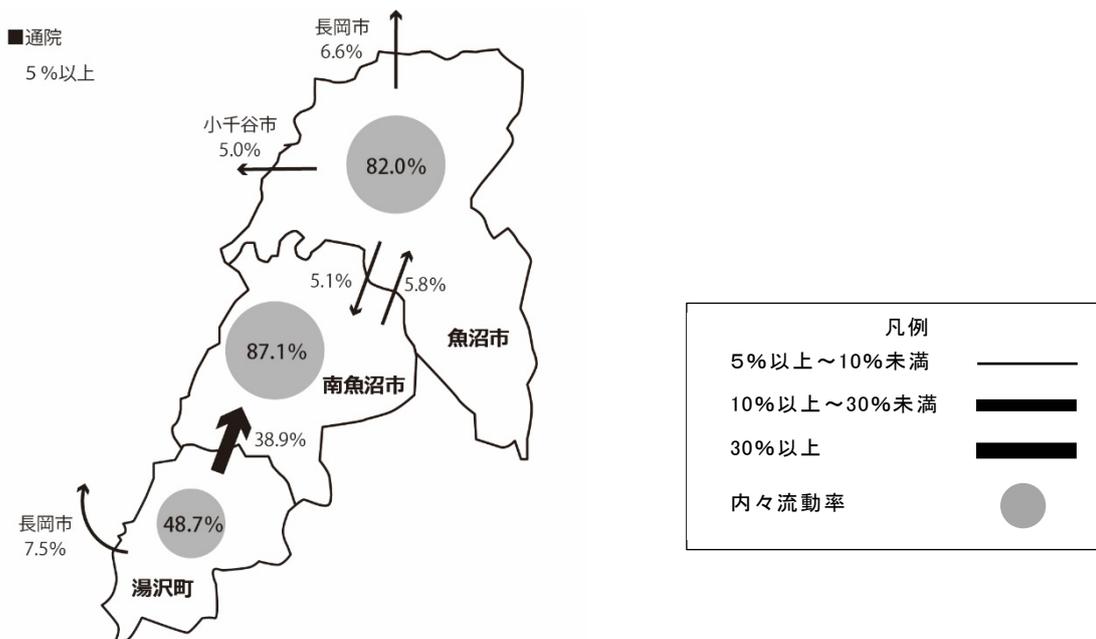


図-地域間流動（通院）

資料-平成21年新潟県保健医療需要調査結果報告書

### (3) 人口の状況

#### 1) 人口動向

人口は減少している一方、高齢化が進んでおり、令和27年（2045年）には高齢化率が50%を超える見通しにあります。

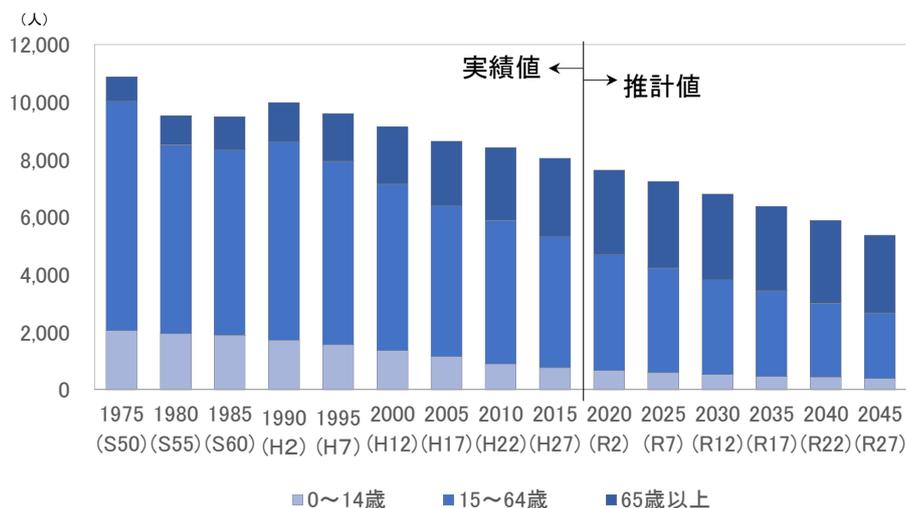


図-人口の推移と見通し

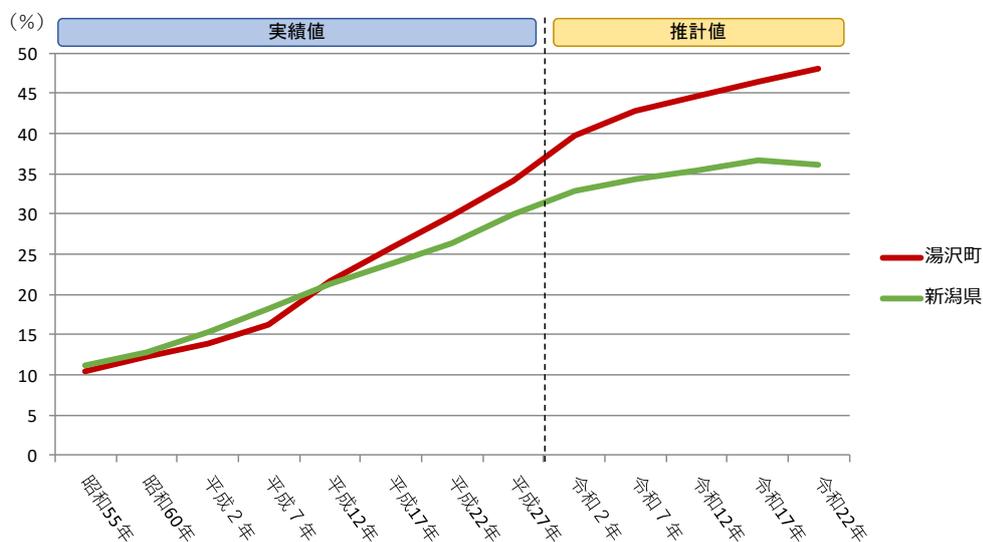


図-高齢化率の推移と将来推計（新潟県、湯沢町）

資料-湯沢町：実績値は「国勢調査」、推計値は湯沢町「湯沢町人口ビジョン」  
新潟県：高齢者の現況 平成28年10月1日現在

## 2) 人口動態（自然動態）

平成14年（2002年）以降、自然動態がマイナスの状況が続いています。

また、県及び南魚沼市と比べて低い値となっており、近年は魚沼市や津南町と同程度に自然減が進んでいます。

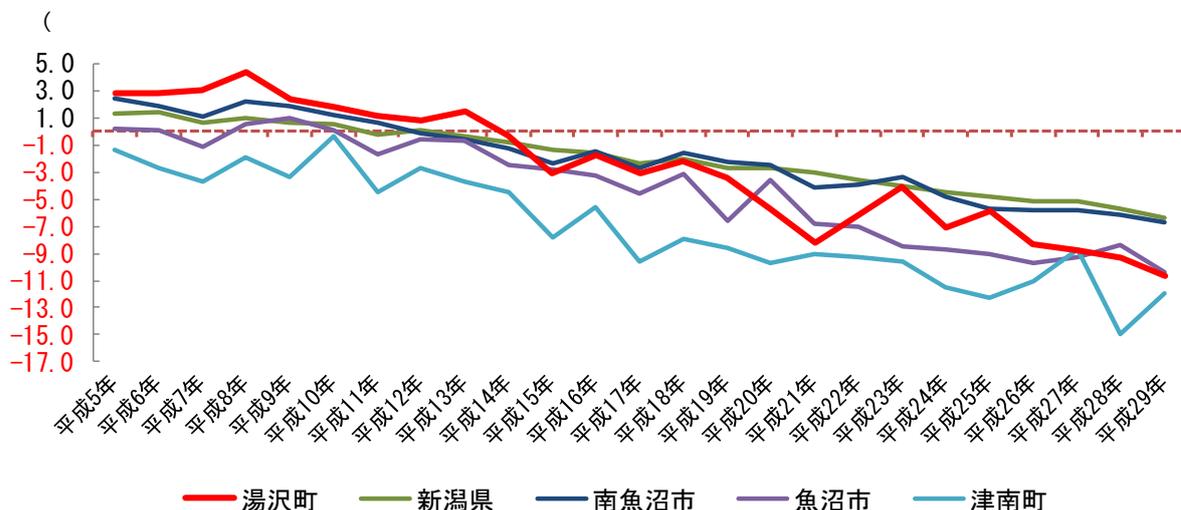


図-県及び近隣自治体の人口千人あたり自然動態の推移

資料-新潟県人口動態統計

## 3) 人口動態（社会動態）

本町の社会動態は、県及び近隣自治体で転出超過が続く中、転入者が転出者を上回る年もあり、比較的高い値で推移しています。

また、平成24年（2012年）、平成25年（2013年）、平成28年（2016年）以降は、転入者が転出者を上回っています。

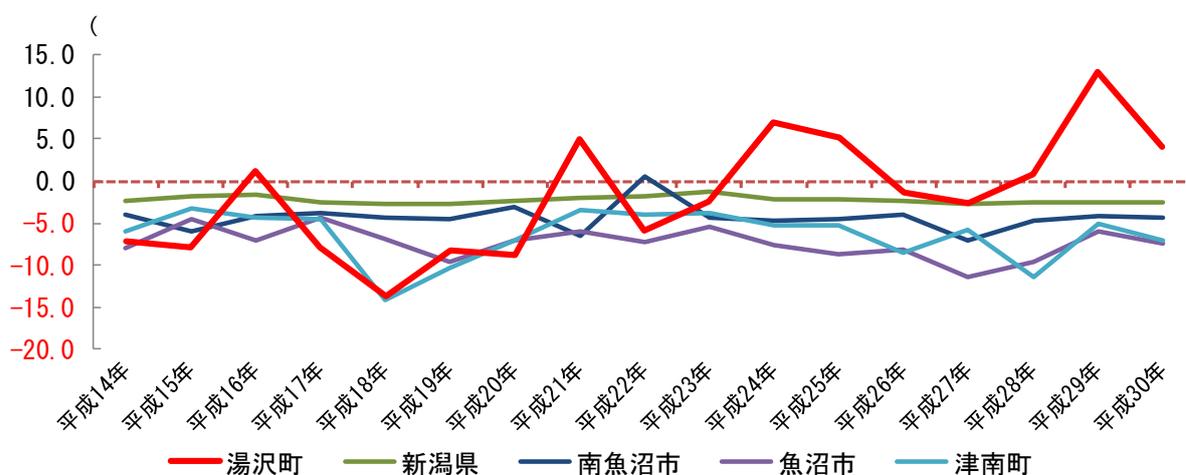


図-県及び近隣自治体の人口千人あたり社会動態の推移

資料-新潟県人口調査

#### 4) 年齢別転入・転出の状況

10歳代後半から30歳代前半で転出が多く、30歳代後半から70歳代まで転入が多くなっています。特に50歳代から60歳代で転入が多い傾向にあります。

また、10～20歳代前半までは「学業」や「職業」を理由に県外へ転出する人が多く、30歳代後半では「住宅」を理由に県内に転出する人数が多くなっています。

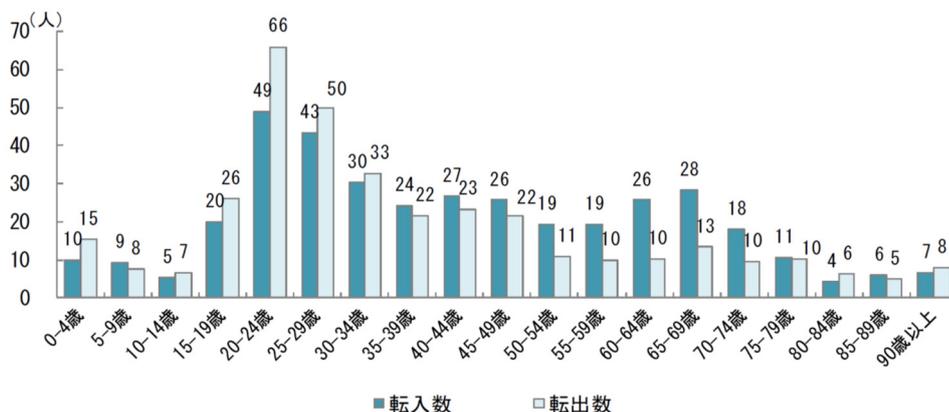


図-年齢別 転入数・転出数の推移 (2016-2018年平均値)

資料-住民基本台帳人口移動報告

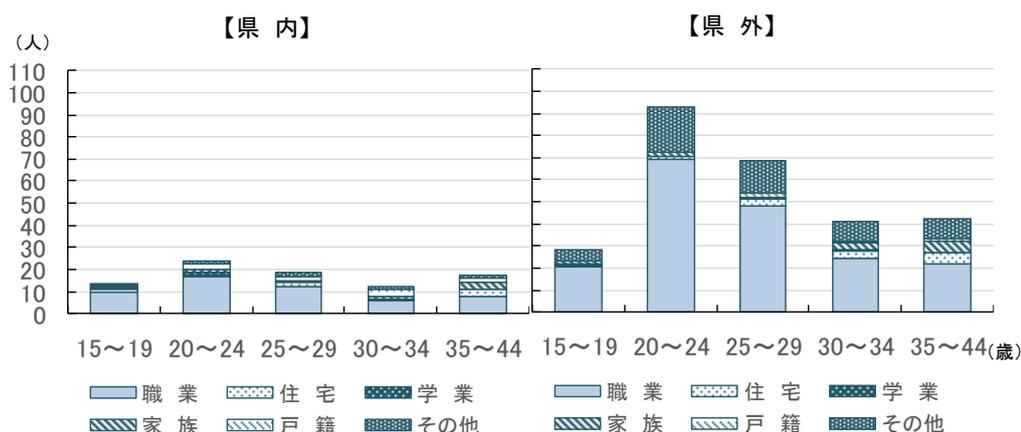


図-転居理由別 転入者数 (平成28-30年平均)

資料-新潟県人口移動調査

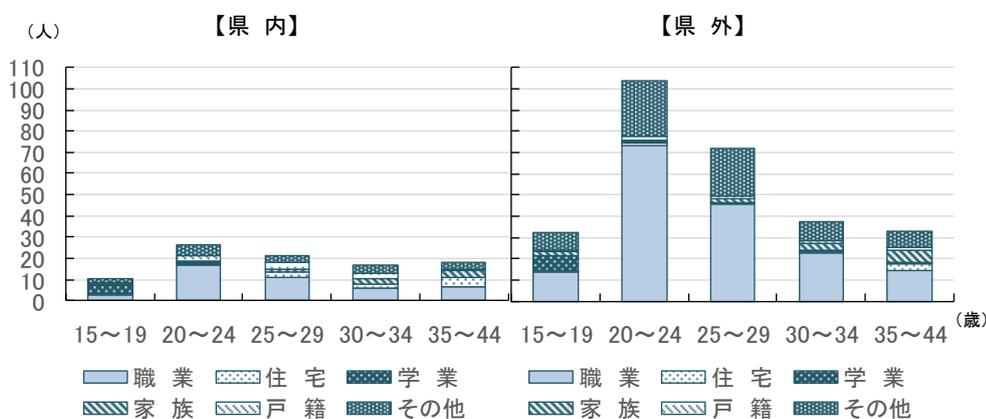


図-転居理由別 転出者数 (平成28-30年平均)

資料-新潟県人口移動調査

### 5) 地区別人口構成比

全ての地区で少子高齢化が進行しています。

また、土樽地区は、リゾートマンションへの定住による増加が見られ、また、高齢者人口構成比が他地区に比べ高いことから、リゾートマンションへの定住は高齢者が多いものと考えられます。

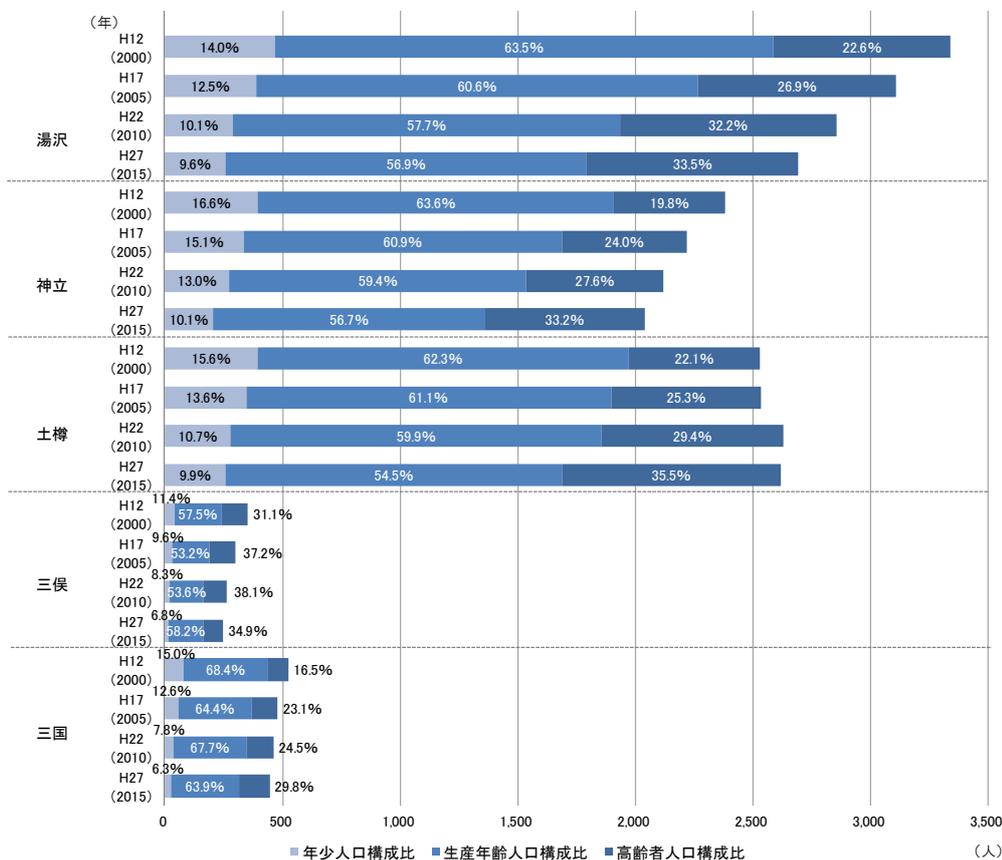


図-地区別総人口の人口推移

資料-湯沢町公共施設等総合管理計画 平成 29 年 3 月

### 6) 高齢者（要支援・要介護認定率）

要支援・要介護認定率（第 2 号被保険者を含む）は平成 28 年（2016 年）と平成 29 年（2017 年）は 14.3%となっており、国及び県と比較すると、低い水準で推移しています。

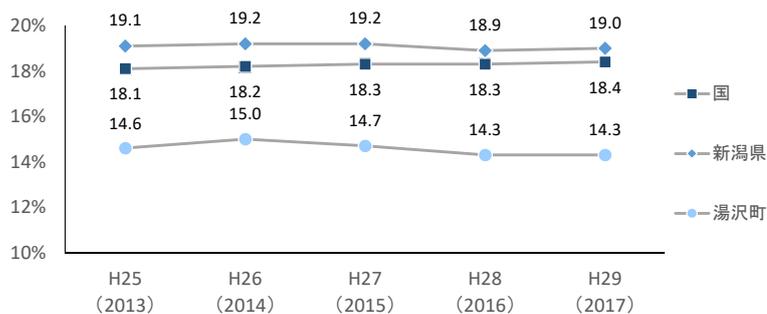


図-要支援・要介護認定率の推移

資料-厚生労働省「介護保険事業状況報告」各年 3 月末時点

## 7) 人口密度

平成 22 年度（2010 年度）と平成 27 年度（2015 年度）を比較すると、減少傾向にあるものの人口密度の分布状況に変化はありません。

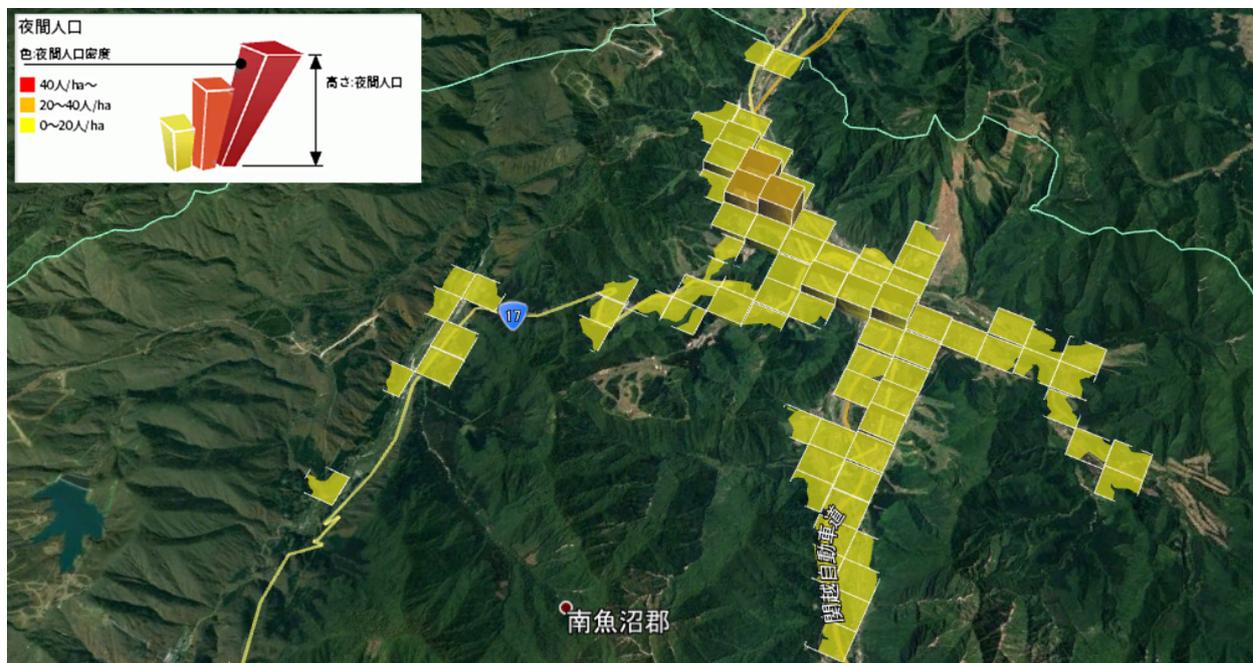


図-人口密度（平成 27 年）

資料-都市構造可視化計画より作成

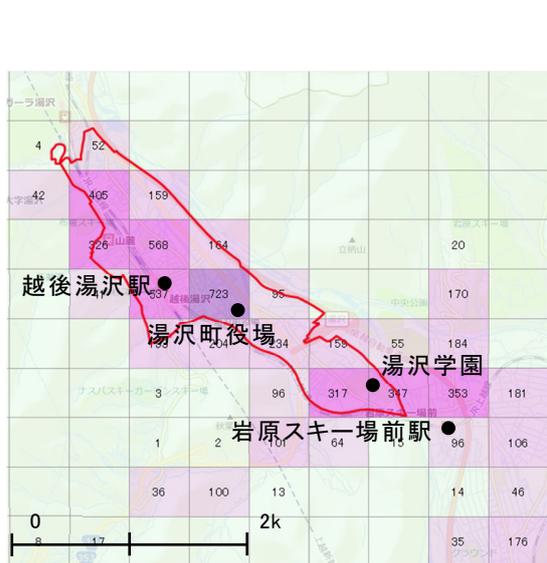


図-人口密度（平成 22 年）

資料-平成 22 年国勢調査

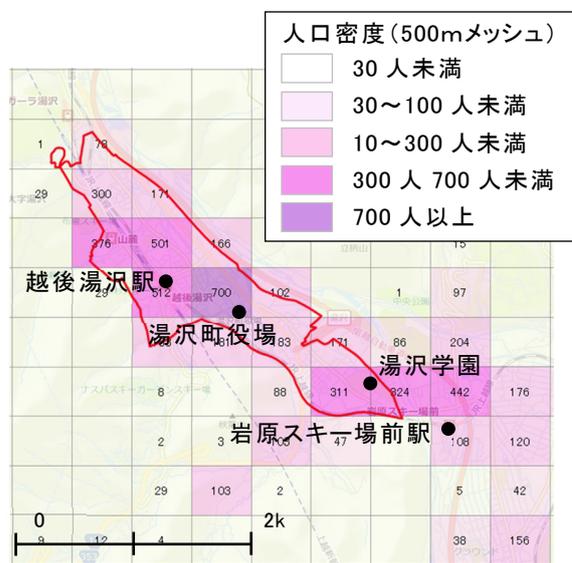


図-人口密度（平成 27 年）

資料-平成 27 年国勢調査

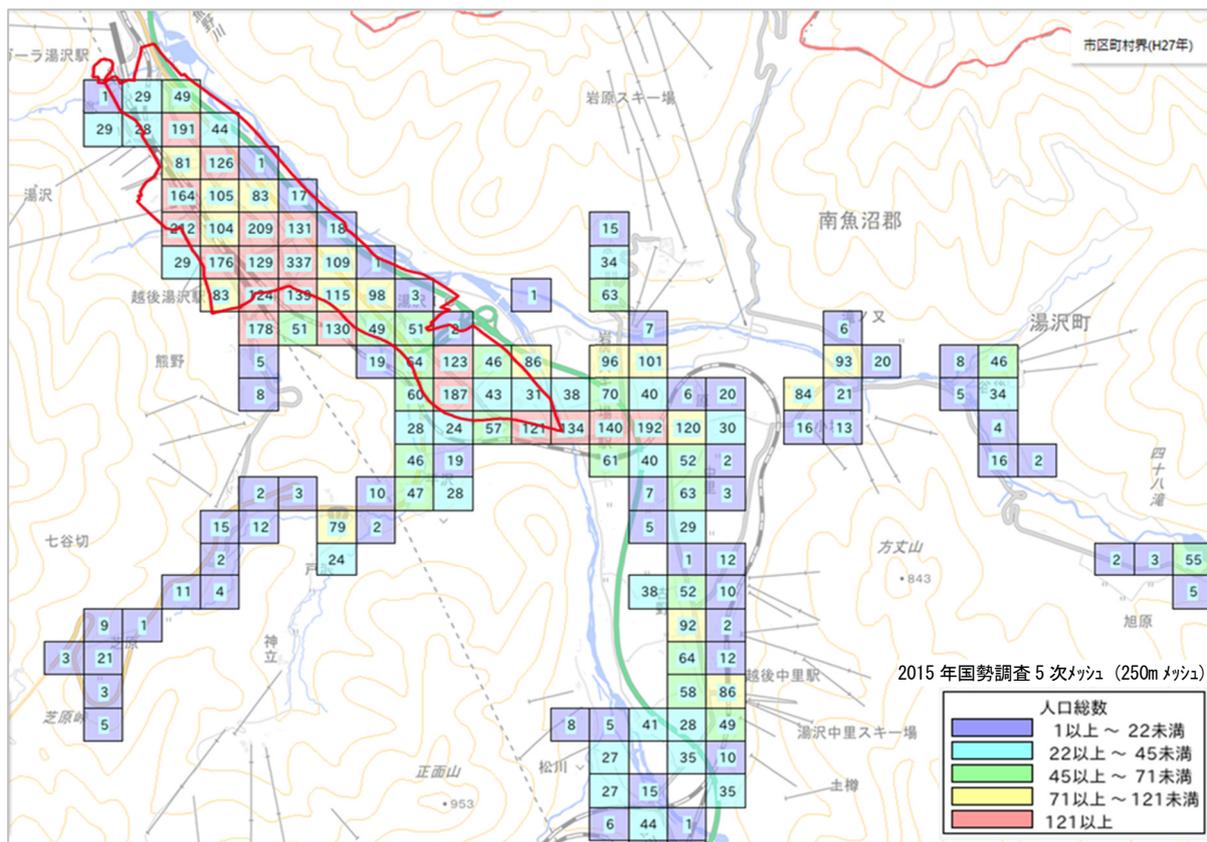


図-都市計画区域内の人口密度

資料-平成 27 年国勢調査 250mメッシュ人口より作成

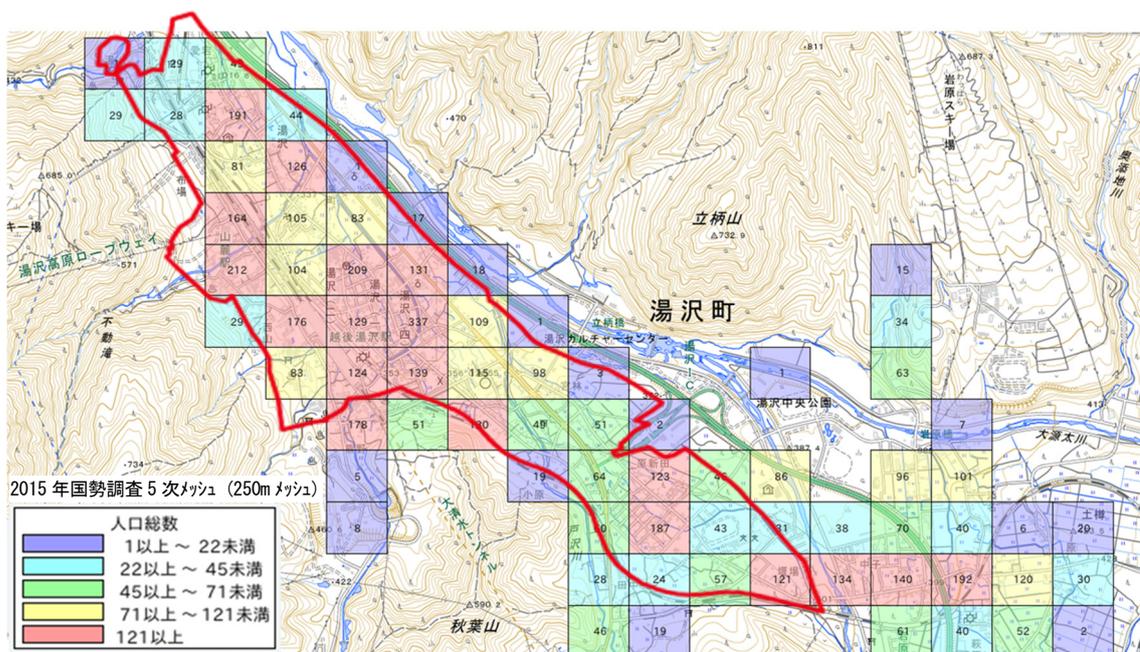


図-市街地の人口密度

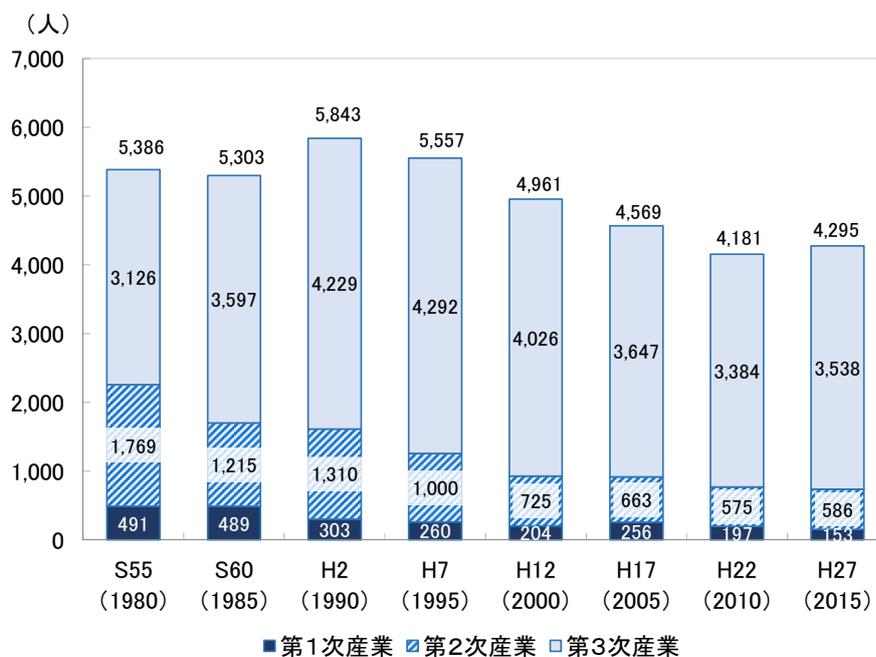
資料-平成 27 年国勢調査 250mメッシュ人口より作成

## (4) 産業構造

### 1) 産業別就業人口の推移

第1次産業及び第2次産業は減少が続いています。

また、第3次産業も平成7年をピークに減少しているものの、就業者数の約8割を占めています。



(単位：%)

区 分	S55 (1980)	S60 (1985)	H2 (1990)	H7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	
就 業 者 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
産 業 別	第1次産業	9.1	9.2	5.2	4.7	4.1	5.6	4.7	3.6
	第2次産業	32.8	22.9	22.4	18.0	14.6	14.5	13.8	13.6
	第3次産業	58.0	67.8	72.4	77.2	81.2	79.8	80.9	82.4
	分 類 不 能	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.6	0.4

注： 数値は全体の就業者数を100としたときの各産業の就業者数の割合を表している。

就業者数：分類不能を含む産業別就業者数の合計

第1次産業：農林業等、自然の恩恵を活用した産業

第2次産業：製造業や建築業、工業等、第1次産業で生産した原材料を加工する産業

第3次産業：主にサービス業（小売・運送・教育・介護・医療等）、第1次、第2次産業のいずれにも該当しない産業

図-産業別就業人口の推移（1980年～2015年）

資料-国勢調査（昭和55年～平成27年）

## 2) 男女別産業大分類別人口

男性、女性ともに宿泊業、飲食サービス業の就業者数が特に多くなっており、観光が本町の基幹産業となっていることがわかります。

また、産業大分類別の就業者の比率を全国と比較した係数（特化係数）をみると、宿泊業、飲食サービス業、不動産業、物品賃貸業が高く、本町の産業の特徴であると言えます。

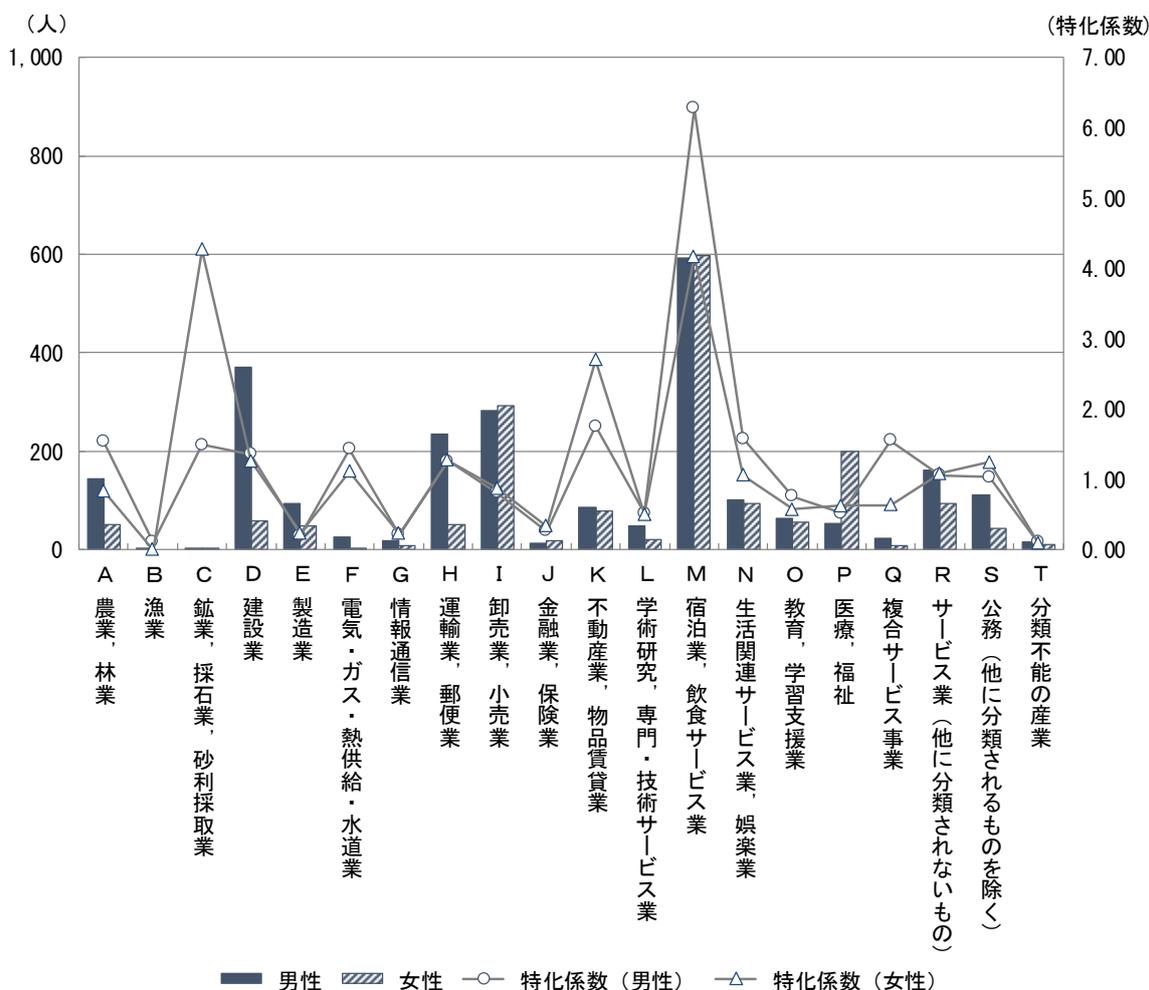


図-男女別就業人口（特化係数）（平成 27 年）

資料-湯沢町人口ビジョン

## (5) 災害

用途地域指定区域内は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所があります。

また、浸水想定区域は市街地内に存在していません。

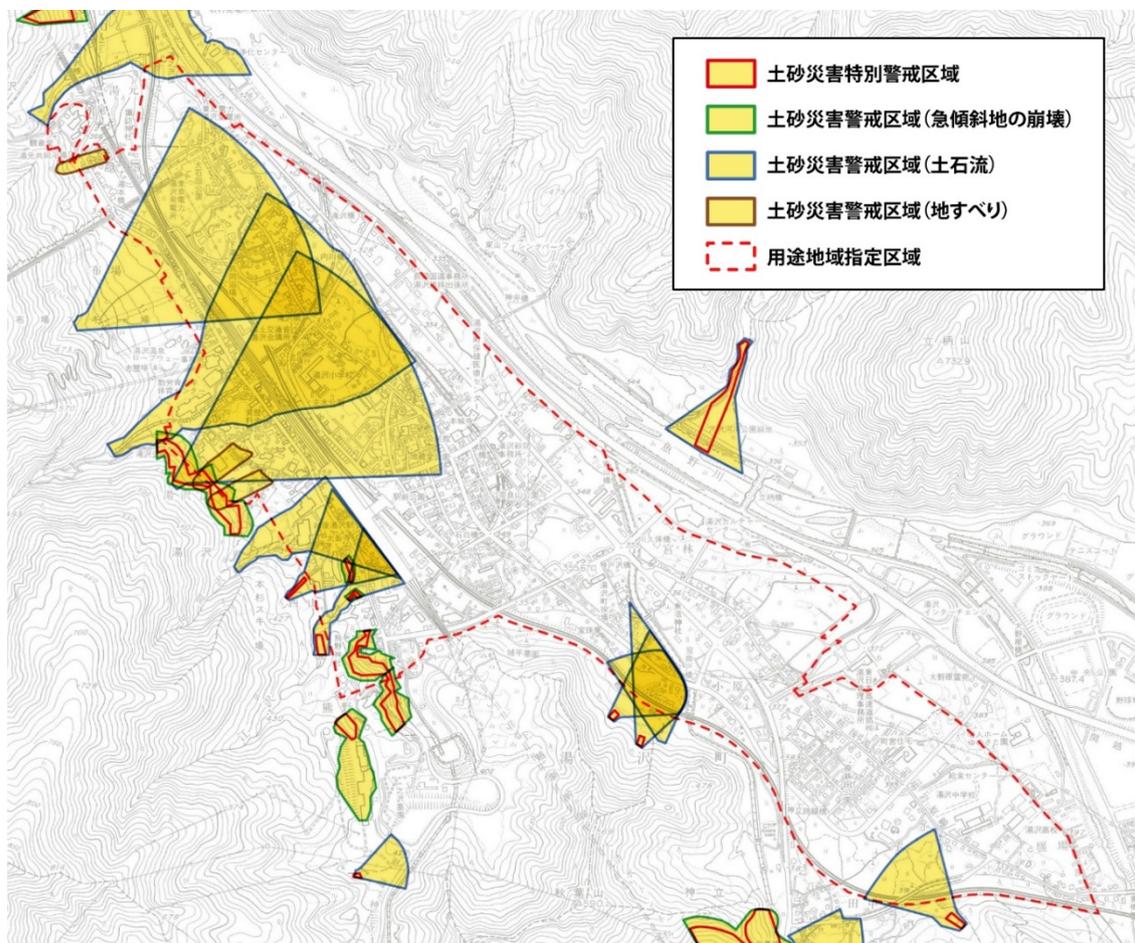


図-湯沢町土砂災害ハザードマップ

資料-湯沢町土砂災害ハザードマップ

## 【湯沢町の既往の主な災害（風水害）】

発生年月日	災害の種類・名称	被害の概要
昭和10年9月25日	台風	総雨量328mmで河川氾濫、 <u>土石流等により大被害農地冠水、道路流出、河川決壊他</u>
昭和23年9月16日	アイオン台風	総雨量230.4mmで河川氾濫等により大被害農地冠水、道路流出、河川決壊他
昭和34年9月27日	伊勢湾台風	強風により大被害住家全壊6棟、半壊102棟、小壊241棟、軽傷者1人、立木倒壊約2400本、被害額38,412千円
昭和40年9月17日	台風4号	日雨量165.4mmで河川氾濫等 大風で全壊1棟
昭和46年7月25日	豪雨	時間雨量65mmで河川氾濫等浸水家屋16棟
昭和53年6月	梅雨前線	水田、畑に冠水、 <u>土砂流入</u>
昭和54年10月1日	台風16号	強風による非住家の破損等
昭和56年7月13日	集中豪雨	床下浸水11戸、河川の決壊等15箇所
昭和56年8月23日	台風15号	降雨量225mmで河川氾濫等により大被害床上浸水2棟、床下浸水68棟、農地冠水、道路流出、河川決壊他
昭和57年8月2日	台風10号	住家一部破損2棟他
昭和57年8月23日	台風15号	農地冠水、道路流出、河川決壊他
昭和57年9月12日	台風18号	床上浸水1棟、床下浸水3棟、農地冠水、道路流出、河川決壊他
平成3年9月27日	台風19号	住家一部破損1棟他
平成6年9月30日	台風26号	住家一部破損10棟他
平成10年9月16日	台風5号	床下浸水5棟、一部破損1棟、農地冠水他
平成10年10月18日	台風10号	強風による家屋破損他
平成13年8月24日	台風11号	県道橋脚沈下、河川護岸流出他
平成20年7月1日	集中豪雨	<u>土砂流出による道路被害他</u>
平成23年9月3日	台風12号	床下浸水1棟、河川護岸流出他
平成24年4月3日	爆弾低気圧	家屋一部破損2棟
平成24年4月6日	爆弾低気圧	家屋一部破損1棟
平成25年9月16日	台風18号	床下浸水2棟、一部破損1棟、河川護岸流出他
令和元年10月12日	台風19号	<u>土砂流出による道路被害</u> 、道路流出、橋梁流出

## (6) 交通

JR 上越新幹線、JR 上越線、北越急行ほくほく線、高速道路関越自動車道、主要国道 17 号が整備され、高速交通網の利便性が高いです。

表-町内の主な交通

鉄道	JR 上越新幹線 (2 駅)、JR 上越線 (4 駅)、北越急行ほくほく線 (1 駅)
道路網	関越自動車道、国道 17 号
路線バス	6 系統
福祉バス	健康増進施設～遠距離の地区 (三国方面、土樽・旭原方面、湯沢方面)

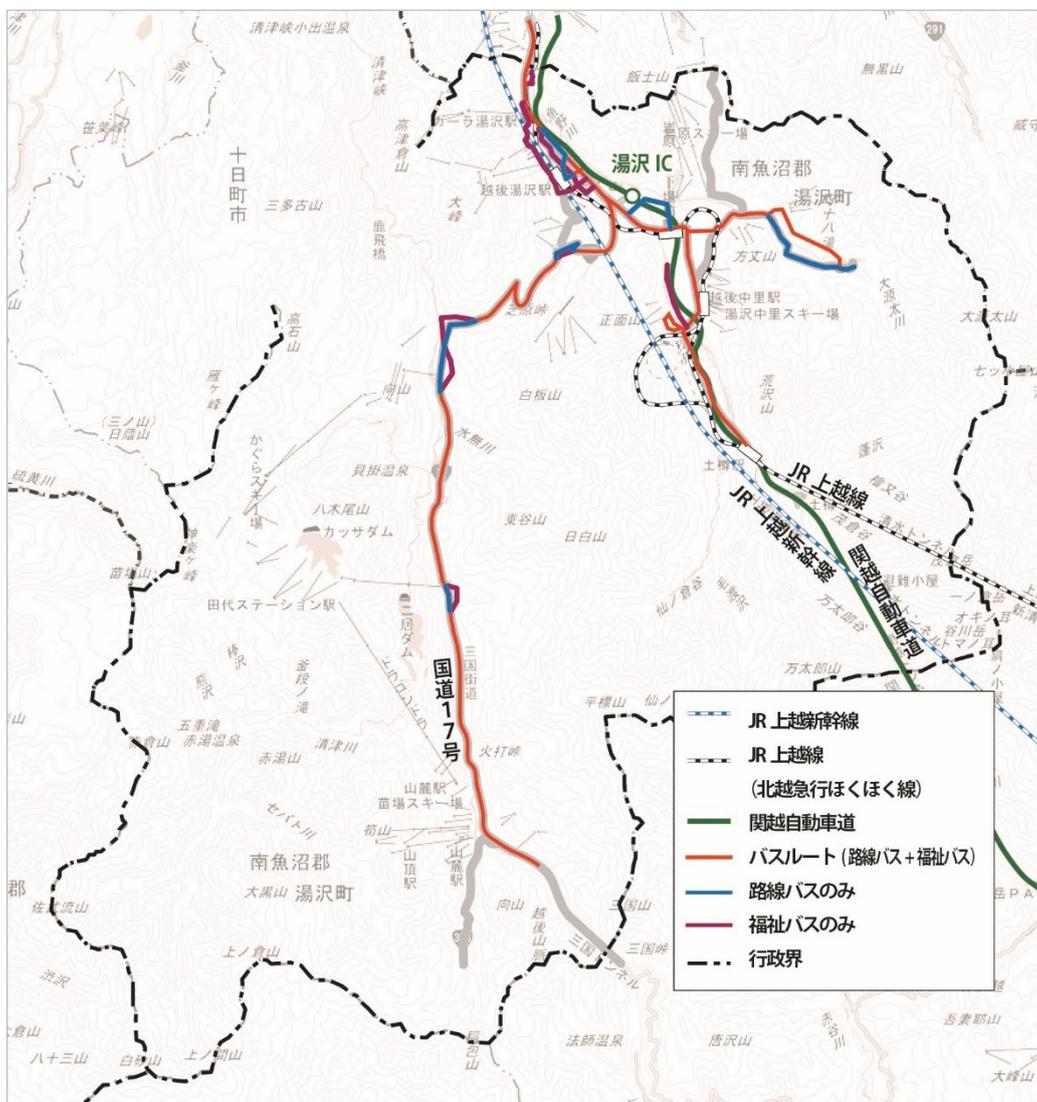


図-交通状況

資料-湯沢町資料をもとに作成

## 1) 鉄道

湯沢町の玄関口である越後湯沢駅の運行本数は、土樽駅方面が11本/日で南魚沼市方面が28本/日となっています。

また、年間乗車人員は110万人程度で、近年は増加傾向にあります。

表-JR 越後湯沢駅の運行状況（在来線）

行き先	運行本数/日
水上・渋川方面（上り）平日	11
長岡方面（下り）平日	28

(万人)

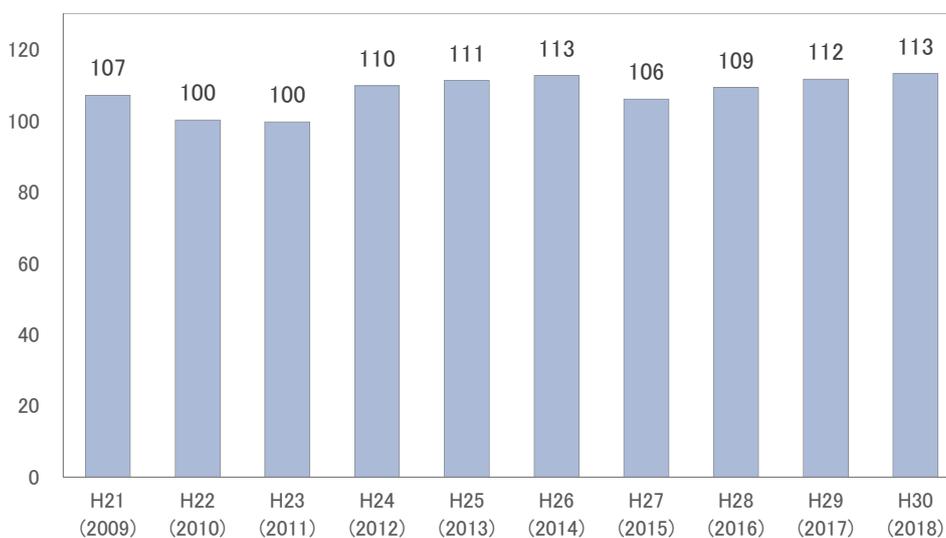


図-JR 越後湯沢駅の年間乗車人員

資料-新潟県統計資料、JR 東日本 HP

## 2) 路線バス

町内の路線バスは6系統が最大10本/日運行しています。

また、越後湯沢駅を経由する路線バスの年間利用者数は8～10万人が利用しており、過去5年間で見ると増加傾向にあります。

さらに、湯沢町から南魚沼市を運行する路線バスの輸送状況は、年間約4～5万人が利用しており、近年は減少傾向にあります。

表-路線バスの運行状況

路線名	運行本数/日
湯沢＝塩沢＝六日町 線	8
湯沢＝湯沢学園＝中里＝土樽 線	8
湯沢＝三俣＝貝掛温泉＝苗場プリンスホテル＝浅貝＝西武クリスタル線	10
湯沢＝湯沢学園＝プールオーロラ＝岩原＝小坂＝谷後＝旭原＝大源太線	8
旧小学校前＝湯沢駅前＝湯沢学園線	3
<急行> 湯沢＝清津峡＝津南＝森宮野原駅 線	5

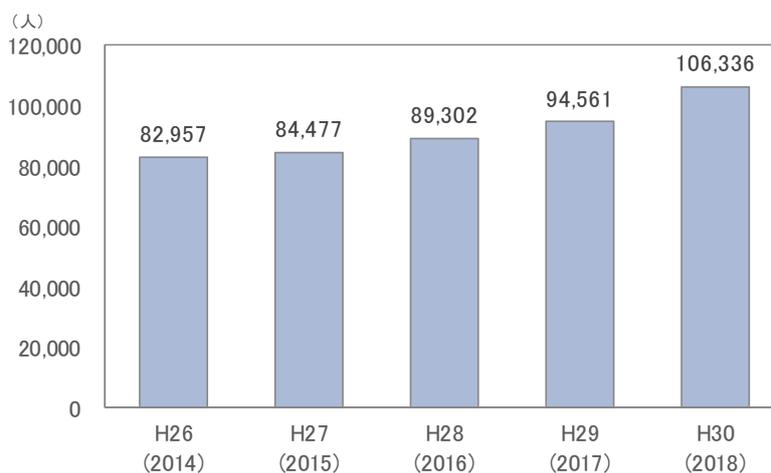


図-越後湯沢駅を経由する路線バスの年間利用者数

資料-南越後観光バス資料

表-湯沢町～南魚沼市（六日町）の路線バスの輸送状況

系統			利用者数				
起点	経由	終点	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
六日町車庫前	新国道	湯沢車庫前	9,373	10,200	9,021	8,762	7,849
六日町車庫前	大木六	湯沢車庫前	42,326	40,905	31,605	39,655	36,416
合計			51,699	51,105	40,626	48,417	44,265

資料-湯沢町

### 3) 福祉バス

健康増進施設（総合福祉センター併設）までの無料送迎バスを運行しています。

また、福祉バスの年間利用者数は1,500人程度で推移していましたが、平成30年（2018年）に200人程減少しました。

表-福祉バスの運行状況

対象者	湯沢町在住の自力で乗降できる65歳以上の高齢者、及び身体・知的・精神障がい者
日程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎週火曜日 三国方面</li> <li>・ 毎週木曜日 土樽、旭原方面</li> <li>・ 毎週火曜日 湯沢方面</li> </ul>

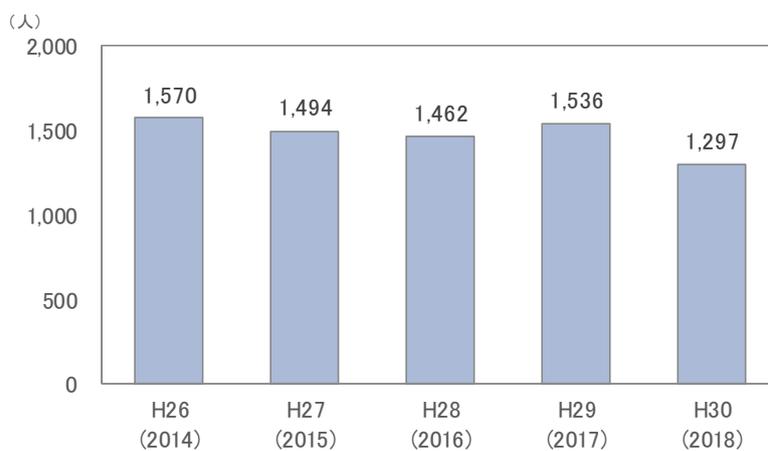


図-福祉バスの年間利用者数

資料-湯沢町

### 4) 用途地域指定区域内の状況

- ・ 鉄道（JR）、関越自動車道、国道17号が市街地を縦断しています。
- ・ 国道17号は路線バスが通っています。
- ・ 用途地域指定区域は概ねバス停300m圏域をカバーしています。（次ページ図参照）



## (7) 観光

- ・平成 22 年度（2010 年度）に年間 400 万人を下回ったが現在は回復し、年間 425 万人 [平成 29 年度（2017 年度）] の観光客が訪れています。そのうち、スキー客が約 6 割を占めています。
- ・ピーク時 [平成 4 年（1992 年）] は、現在の 2.5 倍の観光客が訪れていました。
- ・観光資源は知名度の高いスキーと温泉のほか、自然を活かしたレジャー施設や世界的ロックイベントの「フジロックフェスティバル」など様々な分野の観光資源を有しています。
- ・平成 25 年（2013 年）に湯沢町観光振興計画を策定し、「四季を通じて、また訪れたいくなるまちづくり」として、「訪れてみたい」「また来たい」「暮らしてみたい」と思わせる、魅力ある地域づくりに取り組んでいます。

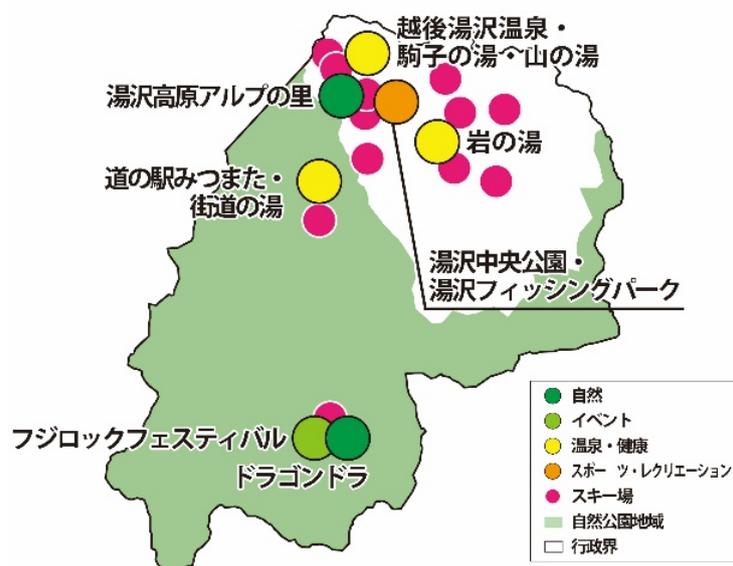


図-観光資源の分布状況

資料-魚沼圏域都市計画マスタープラン

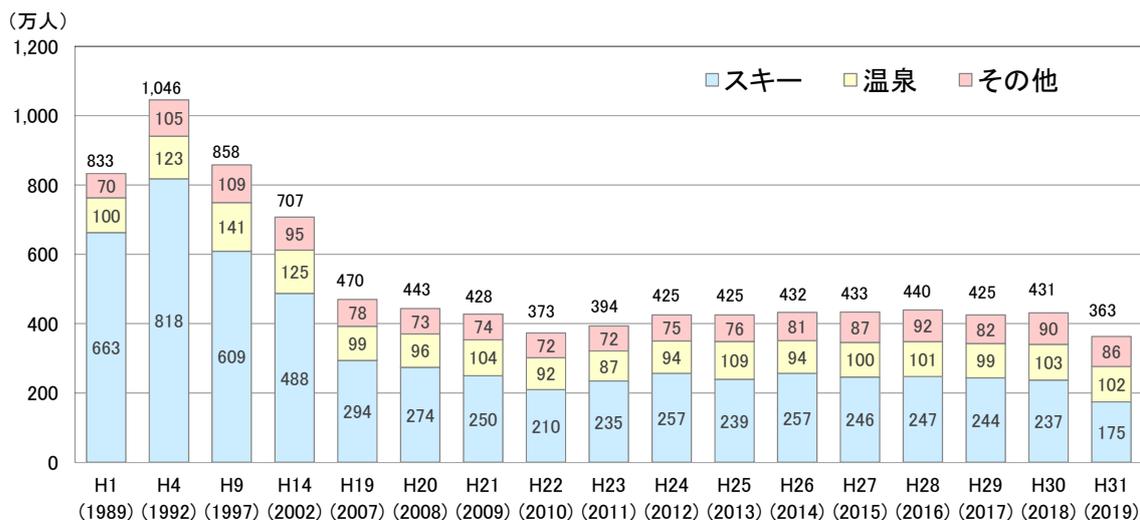


図-観光入込客数の推移

資料-湯沢町観光統計

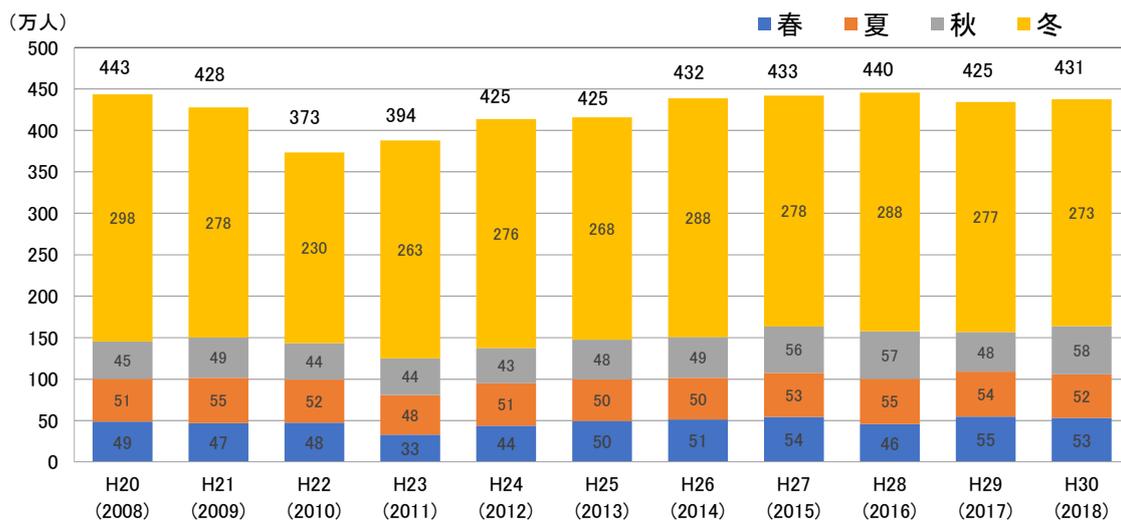


図-季別観光入込客数の推移 (H20~H30)

資料-新潟県観光統計

## (8) 空き家実態調査結果

空き家実態調査結果の概要を以降に示します。

## 平成30年度 湯沢町空き家実態調査結果

## 1. 空き家件数

現地調査件数	201件	所有者住所	
空き家候補	151件		
所有者が特定できず空き家と判断した件数 (a)	10件	町内	町外
アンケート実施件数	141件	49	92
アンケート結果により空き家と判断した件数 (b)=(c)+(d)	134件	45	89
アンケート回答	85件	29	56
空き家と回答 (c)	78件	25	53
空き家ではない	7件	4	3
アンケート未回答 (d)	56件	20	36
空き家件数 (a)+(b)	144件		

※町内会長への空き家調査、町民からの通報、職員のパトロール、水道の閉栓情報から、現地調査家屋を決め、調査を実施した。現地調査結果により、空き家候補の選定、所有者の調査、アンケートの実施を行い、空き家を特定した。

※空き家候補151件の内、所有者が特定できない10件を除く、141件にアンケートを実施

※現地調査により、空き家候補になった家屋でアンケート未回答及び所有者が特定できないものは、空き家と判定した。

## 2. 空き家現地調査危険度判定結果

空き家件数	144件	割合
A 小規模の修繕等により再利用が可能	3件	2%
B 管理が行き届いておらず損傷もみられるが当面の危険性はない。	86件	60%
C 今すぐ倒壊や建設材の飛散等の危険性はないが、管理が行き届いておらず、損傷が著しい。	39件	27%
D 倒壊や建設材の飛散など危険が切迫しており、緊急度が極めて高い	16件	11%

## 3. 地区(大字)別空き家数

空き家件数					144件	
	A	B	C	D	計	割合
湯沢	1	24	13	2	40件	28%
神立	2	18	3	3	26件	18%
土樽		25	9	5	39件	27%
三俣		9	7	3	19件	13%
三国		10	7	3	20件	14%
計	3	86	39	16	144件	

## 4. アンケート結果

アンケート実施件数											141 件		
アンケート回答数											85 件		
空き家ではない											7 件		
空き家と回答											78 件		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	未回答	計	割合	
	現在と同じ(問1と同様の)利用方法を継続	自己利用(居住用、別荘など)したい	親や子ども等、親族の利用に供したい	売却先(購入者)を募集したい	賃貸の入居者を募集したい	売却と賃貸の両方で募集したい	自治体等と連携して地域住民・コミュニティの活用に使いたい	取り壊し(更地化)したい	その他				
五年後までの活用意向													
現在の利用形態													
① 週末や特定の季節・目的などで使用する別荘などの二次的住宅	10	2	3	1		1	1		1		19 件	24%	
② 仕事が遅くなった時などに使う二次的住宅	1										1 件	1%	
③ 賃貸用の空き家					2			2			4 件	5%	
④ 売却用の空き家				8		1			1		10 件	13%	
⑤ 長期不在などの空き家	5	1	1	1			2	1			11 件	14%	
⑥ 特に利用目的が無いための空き家	2	1		2	1	2	1	6			15 件	19%	
⑦ その他	1	1		2			1	2	2		9 件	12%	
⑧ 上記の利用形態に一致せず、空き家ではない	2		1						2	2	7 件	9%	
未回答										1	2 件	3%	
計	21	5	5	15	3	4	5	11	6	3			
割合	27%	6%	6%	19%	4%	5%	6%	14%	8%	4%			

## 4-2. アンケート結果

アンケート実施件数	141 件	
アンケート回答数	85 件	
空き家ではない	7 件	
空き家と回答	78 件	
空き家活用のための必要な制度(複数回答)		割合
① リフォームに関する支援	14 件	18%
② 有効活用に関する情報の提供	20 件	26%
③ 公的な機関による借り上げ制度	27 件	35%
④ 宅建業者との連携	15 件	19%
⑤ PR体制の整備(物件情報)	11 件	14%
⑥ 取り壊し(更地化)のための支援	28 件	36%
⑦ その他	2 件	3%
⑧ 有効利用は考えていない	14 件	18%
空き家バンク等の利用意向		割合
① 制度・サービスができてから利用するかどうかを考えたい	20 件	26%
② 利用したい	23 件	29%
③ 利用しない	12 件	15%
④ よくわからない	17 件	22%
未回答	6 件	8%

## (9) 財政

### ① 公共施設等の状況と将来の更新費用の見通し

平成 29 年度（2017 年）から令和 38 年度（2056 年）までの 40 年間に、公共施設等（公共施設とインフラ資産の合計）の更新等にかかる費用の合計は約 814 億円と推計されます。年平均では更新等費用が約 20.4 億円/年で、投資的経費実績額が約 7.6 億円/年であることから、約 12.8 億円/年が不足すると推計されます。

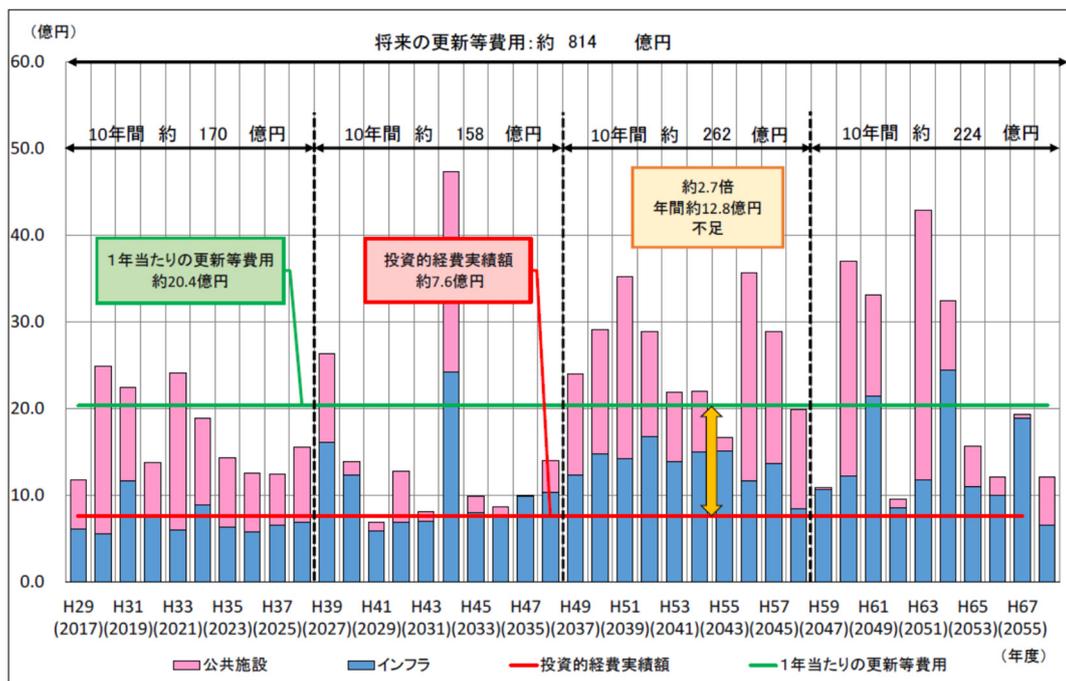


図-公共施設等の将来の更新等費用の推計

資料-湯沢町公共施設等総合管理計画

## (10) 商業

- ・売り場面積は平成 24 年（2012 年）～平成 26 年（2014 年）まで増加傾向にありましたが、平成 28 年（2016 年）に減少に転じました。
- ・小売業店舗あたり面積は県平均を下回っています。

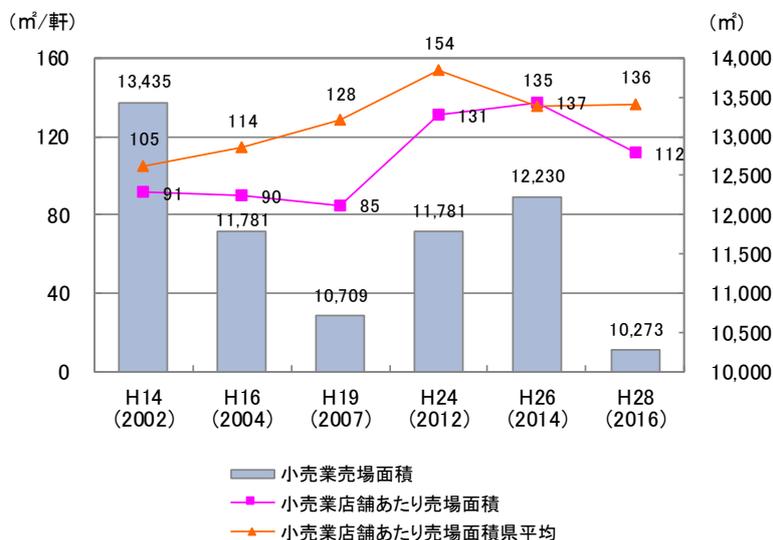


図-小売業売り場面積と小売業店舗あたり面積

資料-商業統計調査

## (11) 工業

- ・事業所数に大きな変化は見られません。
- ・出荷額は平成 22 年（2010 年）を底に平成 27 年（2015 年）では増加に転じました。

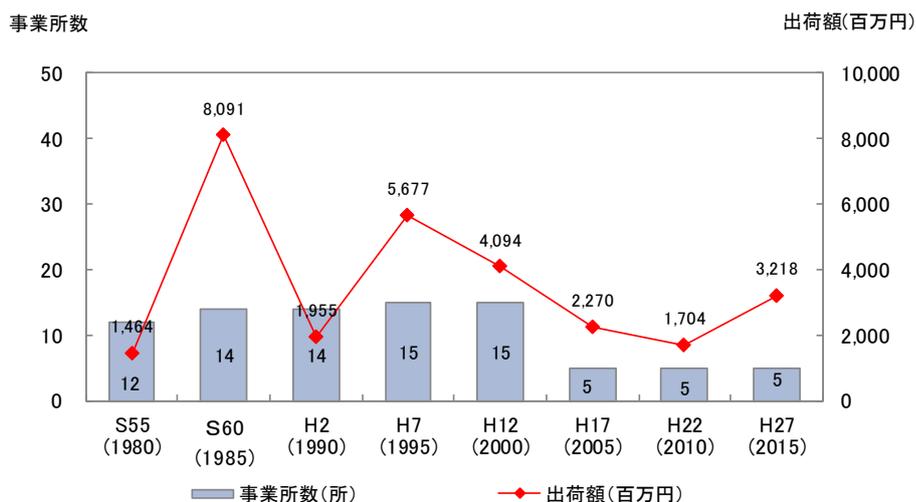


図-事業所数と出荷額

資料-工業統計調査、平成 27 年データは平成 28 年経済センサス-活動調査結果

## 資料-2 まちづくりの意向

---

### (1) 町民意向調査の概要

平成30年(2018年)9月に町内在住の16歳から85歳未満の方から無作為に抽出した2,000人を対象としたアンケート調査を実施しました。(回収率:43.5%)  
アンケート結果から、今後のまちづくりに対する町民の意向を把握しました。

#### 【調査概要】

##### 1) 目的

これからのまちづくりや都市構造誘導のあり方などに関する住民の意向を把握するためにアンケート調査を行った。また、町民の生活の現状(移動・利用頻度が高い生活サービス機能など)の把握を行った。

##### 2) 対象者

町内全域を対象に、16歳以上85歳未満の町民2,000人を住民基本台帳から無作為抽出した(地域別・性別・年齢別の人口比を考慮)。

##### 3) 調査方法

郵送配布・郵送回収(無記名)

##### 4) 実施期間

平成30年9月12日(水)～平成30年9月25日(火)

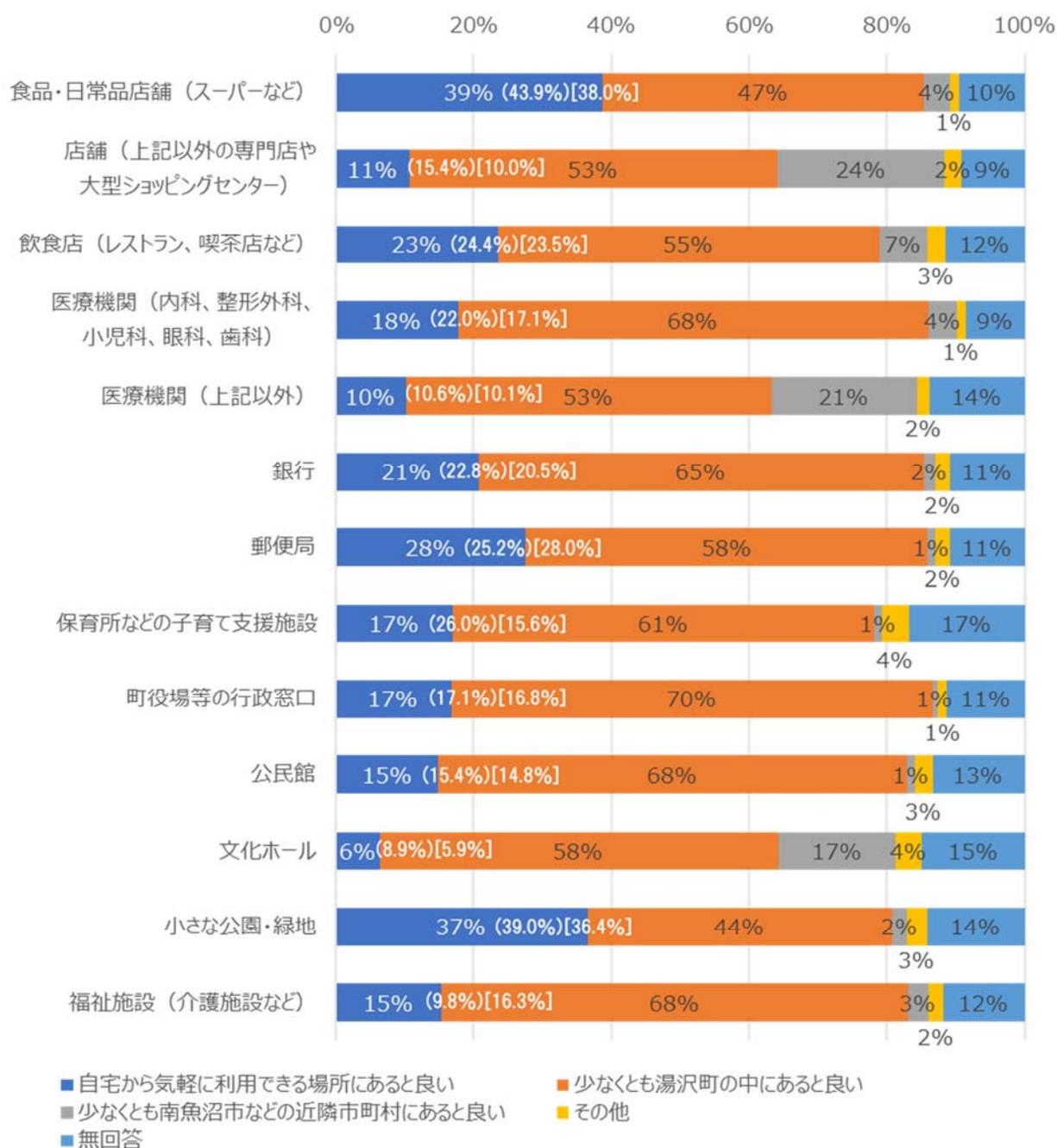
##### 5) 回収率

43.5%(869通)

## (2) 町民意向調査結果

### 1) 生活サービス機能の自宅から望ましい距離

- ・買い物や金融などの利用頻度が高い施設が自宅の近くに必要とされる一方、小さな公園・緑地は利用頻度が低いが自宅近くに必要と考えられています。
- ・大型ショッピングセンターや文化ホール等の利用頻度が低い施設は、町内に無くても良い割合が比較的多いです。
- ・自宅近くに望む機能について10～30歳代と40歳以上の割合を比較すると、子育て施設、大型ショッピングセンター、内科・小児科等医療機関、スーパーの割合が多くなっています。



※ 図中「自宅から気軽に利用できる場所にあると良い」の( )は10～30歳代の割合、また[ ]は40～70歳代の割合

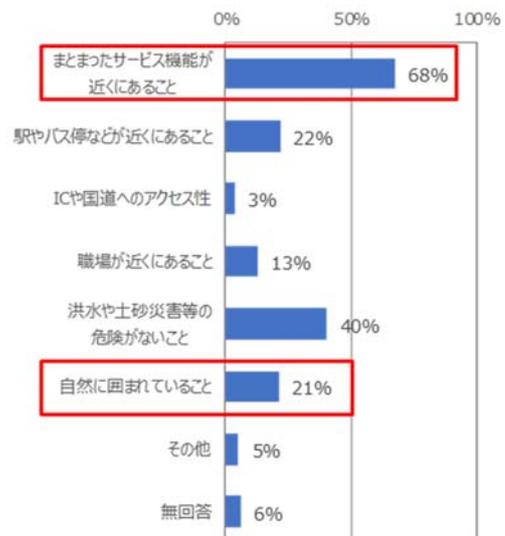
## 2) 町の中心部としての越後湯沢駅周辺に必要なもの

- ・町の中心部として「商業施設の充実」(46%)が最も多く、次いで「医療・福祉施設の充実」が求められています。
- ・商業や医療、働く場所といった、町の拠点としての機能の他、「観光の活性化」(24%)も目立っており、越後湯沢駅周辺が町の観光の拠点としても捉えられていることがわかります。
- ・年齢別では、70歳以上で「医療・福祉施設の充実」が最も多く求められています。



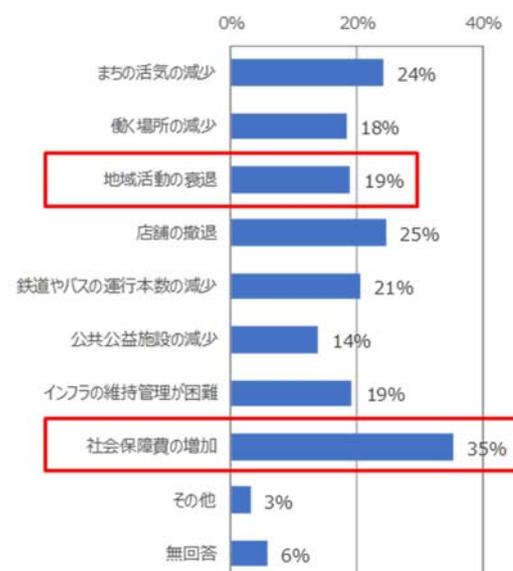
## 3) 住む場所に求めるもの

- ・「日常生活に必要なサービス機能が近くにまとまっていること」(68%)が最も多く、次いで「洪水や土砂災害等の災害の危険が少ない」(40%)の順でした。
- ・地域別では、三国地域や越後湯沢駅周辺以外の湯沢地域において「自然に囲まれていること」を求める割合が多いです。



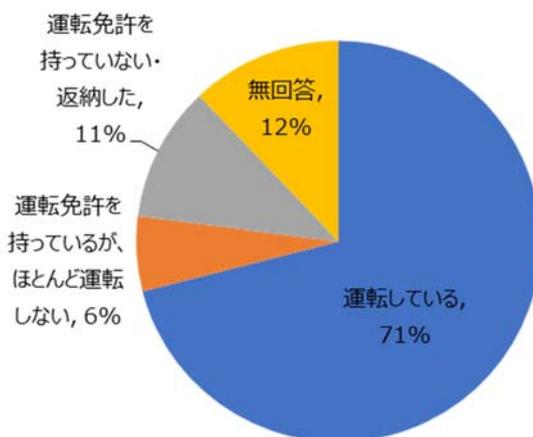
## 4) 人口減少・高齢化の進行により懸念されること

- ・「社会保障費の増加」(35%)が最も懸念されており、次いで「店舗の撤退」(25%)の順でした。
- ・年代別で見ると、上記の他、40歳以下では「店舗の撤退」や「まちの活気の減少」への懸念が強く、50歳以上では「自治会などの地域活動の衰退」への懸念が強い傾向にあります。



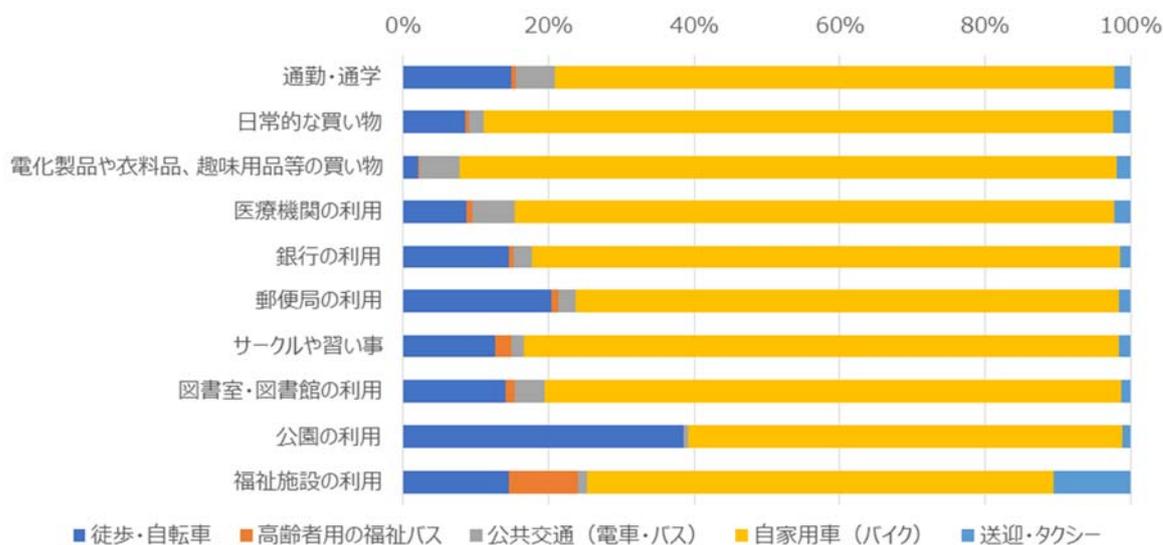
## 5) 外出時の移動手段

- ・道路網が充実していることもあり、アンケート結果によると、町民の7割が日常的な移動に自家用車を利用しています。



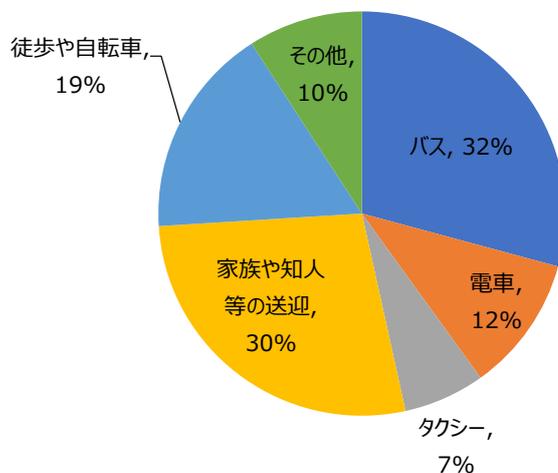
## 6) 外出目的別の主に利用する移動手段（夏季）

- ・全ての外出目的で自家用車が最も多い結果となりました。
- ・公園の利用や郵便局の利用は、徒歩圏を利用する傾向が見られます。



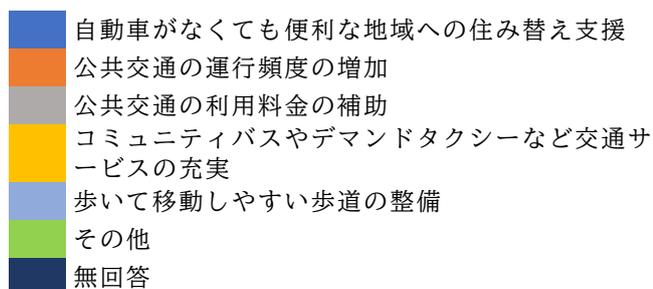
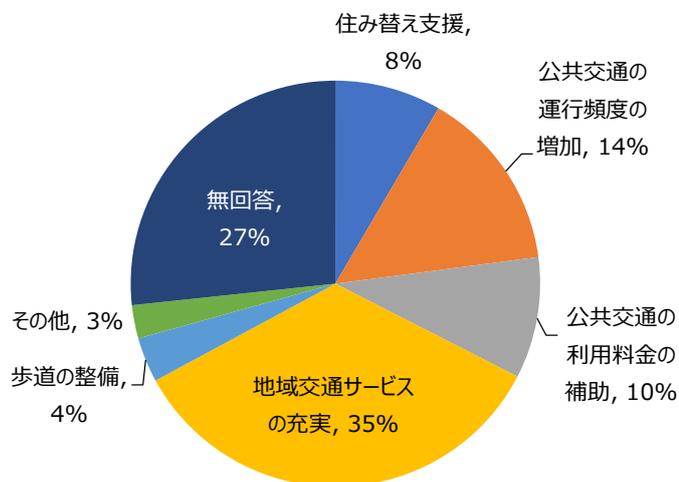
## 7) 自動車の運転ができなくなった場合の移手段

- ・「バス」(32%) が最も多く、次いで「家族や知人等の送迎」(30%) でした。
- ・越後湯沢駅周辺は「徒歩や自転車」の利用が多い傾向にあります。



## 8) 自動車を運転しない方のために、または、将来ご自身が運転しなくなった時のために必要な対策

- ・「コミュニティバスやデマンドタクシーなど交通サービスの充実」(35%) が最も多く、次いで「公共交通の運行頻度の増加」(14%) でした。



## 資料-3 策定体制と経緯

## (1) 策定委員会（都市計画審議会）

## 1) 策定委員

区分	氏名	機関名等・職名	任期
第1号 学識経験の ある者	山口重人	東日本旅客鉄道(株)越後湯沢駅 駅長	H28年12月1日～ R4年11月30日
	林 敏幸	湯沢町商工会 会長	H28年12月1日～ R4年11月30日
	宮田良男	湯沢町街づくり研究会 会長	H28年12月1日～ R4年11月30日
	岡田雅充	湯沢温泉通り歩行景観整備事業推進 委員会 委員長	H28年12月1日～ R4年11月30日
	角谷豊明	彫刻家、元地域整備課長	H28年12月1日～ R4年11月30日
第2号 町議会議員	師田 保	湯沢町議会 副議長	H28年12月1日～ H31年4月29日
	白井孝雄	湯沢町議会 副議長	R1年5月14日～ R4年11月30日
	田村計久	湯沢町議会 議員	H28年12月1日～ H31年4月29日
	高橋政喜	湯沢町議会 議員	R1年5月14日～ R4年11月30日
第3号 関係行政機 関の職員	赤沼隼一	国土交通省湯沢砂防事務所 所長	H28年12月1日～ R2年3月31日
	鈴木啓介	国土交通省湯沢砂防事務所 所長	R2年4月1日～ R4年11月30日
	星野成彦	国土交通省長岡国道事務所 所長	H28年12月1日～ H31年3月31日
	松永和彦	国土交通省長岡国道事務所 所長	H31年4月1日～ R4年11月30日
	高橋忠栄	新潟県南魚沼地域振興局地域整備部 部長	H28年12月1日～ H31年3月31日
	中川 渉	新潟県南魚沼地域振興局地域整備部 部長	H31年4月1日～ R4年11月30日
第4号 一般住民	富井松一	宿泊業	H28年12月1日～ R2年11月30日
	南雲和夫	宿泊業	H28年12月1日～ R2年11月30日
	富樫愛子	童話作家	H28年12月1日～ R2年11月30日
	高橋良夫	マンション住民	R2年12月1日～ R4年11月30日
	山本久方	会社顧問	R2年12月1日～ R4年11月30日
	大竹久美	マンション管理士	R2年12月1日～ R4年11月30日

## 2) 開催経緯

表-開催結果

年度	回	日時	議題
平成30年度	第1回	平成30年 11月21日(水)	(1) 背景と目的 (2) 検討手順・体制 (3) まちづくりの現況と課題 (4) まちづくりの方針(案)
	第2回	平成31年 1月31日(木)	(1) 第1回会議のふりかえりと第2回会議の内容 (2) 目指すべき都市の骨格構造の検討について
	第3回	平成31年 2月26日(火)	(1) 検討経緯と今後の予定について (2) 第2回検討会での意見とその対応 (3) 越後湯沢駅周辺におけるまちづくりについて
令和元年度	第4回	令和元年 9月13日(金)	(1) これまでの検討経緯について (2) 誘導区域の設定(案)について (3) 都市再生整備計画事業について
	第5回	令和元年 10月29日(火)	(1) 検討経緯と今後の予定について (2) 第4回検討会での意見とその対応 (3) 目標値について (4) 評価方法について
	第6回	令和元年 11月25日(月)	(1) 検討経緯と今後の予定について (2) 第5回検討会での意見とその対応
令和2年度	第7回	令和2年 7月21日(火)	(1) 計画の構成 (2) 現計画の変更方針 (3) 策定までのスケジュール
	第8回	令和2年 10月30日(金)	(1) 都市マスタープランの素案について
	第9回	令和3年 2月18日(木)	(1) 都市マスタープランの原案について

## (2) 地域別懇談会

## 1) 懇談会委員

	団体名・役職	氏名	期間
湯沢	湯沢地区代表町内会長	森下家継	R1年8月30日～11月20日
	湯沢地区代表町内会長	林 浩	R2年7月22日～
	湯沢町観光協会	末房 亮	R1年8月30日～11月20日
	湯沢町観光協会	林 絵梨	R2年7月22日～
	商工会女性部	野口美枝子	R1年8月30日～
	障がい者団体(身体障害者協会)	大津孝一	R1年8月30日～
	おひさま会	南雲ちひろ	R1年8月30日～
神立	神立地区代表町内会長	南雲正史	R1年8月30日～
	田中町内会長	南雲 浩	R2年7月22日～
	湯沢・神立地区観光協議会	南雲公男	R1年8月30日～11月20日
	(株)ゆざわ商事	小山拓郎	R1年8月30日～11月20日
	神立高原スキー場支配人	半沢則行	R1年8月30日～11月20日
	神立高原スキー場	鈴木勇次	R2年7月22日～
	有限会社ハヤシ商事	今村紀子	R2年7月22日～
土樽	古野二町内会長	高橋福市	R1年8月30日～
	原町内会長	南雲茂夫	R1年8月30日～
	湯沢つちたる観光協議会	高橋正明	R1年8月30日～
	湯沢学園小学校PTA副会長	高野麻紀	R1年8月30日～
	湯沢学園中学校PTA	高井陽子	R1年8月30日～
	老人クラブ連合会会長	富沢 哲	R1年8月30日～
三俣	三俣地区代表町内会長	池田 貢	R1年8月30日～11月20日
	三俣2町内	増田羽翔	R2年7月22日～
	三俣未来まちづくり協議会長	樋口 健	R1年8月30日～
	道の駅みつまた	今坂明奈	R1年8月30日～
	かぐら・みつまた観光協会	関 秋光	R1年8月30日～
	みつまた・かぐらスキー場	香川明宏	R1年8月30日～
三国	浅貝町内会長	師田富士男	R1年8月30日～
	二居町内会長	小池幸男	R1年8月30日～
	(株)プリンスホテル	杉田直也	R1年8月30日～11月20日
	(株)プリンスホテル	川田 憲	R2年7月22日～
	苗場観光協会会長	佐藤高之	R1年8月30日～
	田代・二居観光協会会長	小沢貞春	R1年8月30日～
-	一般参加(土樽地区)	山本久方	R1年8月30日～
	一般参加(土樽地区)	石原てい子	R1年8月30日～

## 2) 開催経緯

表-開催概要

年度	回	日時	内容
令和元年度	第1回	令和元年 8月30日(金)	(1) まちづくりの取り組み (2) まちづくりの方針 (3) イメージマップの作成
	—	令和元年 9月17日(火)	(1) まちづくりの取り組み (2) まちづくりの方針 (3) イメージマップの作成
	第2回	令和元年 10月18日(金)	地域別グループワークを実施 (1) 地域の特徴 (2) 今後のまちづくり
	第3回	令和元年 11月20日(水)	(1) 地域別構想案 (2) 都市再生整備計画の概要
令和2年度	第1回	令和2年 7月22日(水) 7月28日(火)	(1) 今後20年間で地域で取り組む内容
	第2回	令和2年 11月27日(金)	(1) 都市マスタープラン(素案)について

## 資料-4 用語解説

	用語	解説
アルファベット	ICT	Information and Communication Technology の略で、情報通信技術と訳される。
	P D C A サイクル	品質の維持・向上及び継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法のひとつ。計画 (plan)、実行 (do)、評価 (check)、改善 (action) のプロセスを順に実施する。
	Uターン	もとの場所やもとの状態に戻ること。ここでは、一度大都市等に出た人が再び湯沢町に戻ってくること。
あ	アクセス	近接すること。また、交通の便。
	アイデンティティ	自己同一性。さまざまな環境変化や時間の経過においても変わらず持ち続ける普遍的な独自性をいう。
い	イベント・観光	地域住民の生活において伝統と慣行により継承されてきた、定期的開催される歴史的行事・祭事、芸能、及び常設もしくは特設の会場施設において行われる催しを目的とした観光のこと。
	インバウンド	外から入ってくる旅行、一般的に訪日外国人旅行を指す。
お	オープンスペース	公園、広場、河川、農地など開けた空間、場所のことです。また、大規模な公共施設や商業施設の、施設内の供用空間も含む。
か	開発行為	主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更。
	街区公園	主に街区内に居住する人を対象として設けられる最も身近な公園のこと。
	関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。 (例：週末ごとに通う、何らかの形でその地域を応援、過去の勤務や居住、滞在経験がある)
き	インキュベーションセンター	起業、業務拡張などを目指す人々が情報交換・意見交換・相互の事業評価を行うことのできる施設。
	既成市街地	都市において、既に建物や道路などが整備され、市街地が形成されている地域。
	協働	町民・議会・行政などが、町をより良くするために役割を分担しながら足りないところをお互いに補って協力しあうことです。それぞれが自分の役割を果たすのが基本ですが、それだけでは解決できない問題もたくさんあります。これからのまちづくりには『協働』という考え方を基本に進めていくことが大切です。

き	居住誘導区域	人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域。
	緊急輸送道路	災害時における救援活動、生活物資や復旧物資輸送などの確保に資する道路のこと。
け	建築協定	「建築基準法」などに基づくもので、土地の所有者等が建築物の敷地や位置、構造、用途、形態、意匠、建築設備について定め、良好な環境を維持するためのもの。
こ	交通結節点	鉄道の乗継駅、鉄道とバスなどの乗換えが行われる駅前広場のように複数の交通導線が結節する箇所。
	コンパクトシティ・プラス・ネットワーク	人口減少・高齢化社会においても、安心・安全・健康・快適に生活でき、財政面や経済面においても持続可能な都市を目指し、都市機能施設や住居がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が徒歩や公共交通等によりこれらの都市機能施設にアクセスできるような都市構造。
	交流人口	通勤・通学や買い物、観光、スポーツ等を目的にその地域を訪れる人のこと。その地域に住んでいる人を指す「定住人口」に対する概念。
さ	サイン	案内板、指導標、掲示板などの目印、表示、標識など。
し	シームレス化	公共交通分野におけるシームレス化とは、乗継ぎ等の交通機関間の「継ぎ目」や交通ターミナル内の歩行や乗降に際しての「継ぎ目」をハード・ソフト両面にわたって解消することにより、出発地から目的地までの移動を全体として円滑かつ利便性の高いものとする。具体的には、乗継情報の提供、同一ホームによる乗り換え、等
	将来都市構造	都市の将来像や都市づくりの目標の達成を目指して、市域全体の特徴や骨格を空間的かつ概念的に表した目指すべき将来の都市の姿。
	浸水想定区域	洪水により相当な被害のおそれがあるとして、河川管理者が指定した河川が氾濫した場合に、浸水が想定される水防法第14条に基づく区域。
	親水空間	水に親しむ空間のこと。
せ	生活利便施設	日常的な商品を扱うスーパーマーケットや商店街、その他飲食店やクリーニング店、銀行、郵便局、コンビニエンスストアなど、住宅の周辺にある、生活に必要な諸々の施設のこと。
た	体験型観光	地域の伝統産業や農林漁業、生活文化の体験や、それらを通じた地元の人々との交流を楽しむなどの観光のこと。
ち	地域拠点	経済、産業、文化などの中心的役割を持つ場所を指す。具体的には、将来都市構造で位置づけた各地域の拠点のこと。

ち	地域コミュニティ	地域住民相互が関わりあい、交流が行われている地域社会のこと。
	地域資源	人や文化、歴史、自然など、地域に存在する特徴的で活用可能なもののこと。
	地域地区	都市計画法第 8 条に基づき都市計画区域内の土地を利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、土地の合理的利用を図る制度のこと。 具体的には、用途地域や特別用途地区及び防火・準防火地域、生産緑地地区、流通業務地区などの地域や地区がそれぞれ指定されている。
	地区計画	土地や建物の所有者をはじめとした地区住民が、道路や公園などの配置、建物の用途、高さ、色などのルールをきめ細かく定めるなど身近な地区レベルのまちづくりを自ら考え、地区の特性を活かした良好な環境を形成していくことを目的とした計画のこと。
て	低未利用地	利用されていない土地又は個々の立地条件に対して利用形態が社会的に必ずしも適切でない土地。
	低炭素社会	化石エネルギーに依存した現在の社会から脱却し、集約型都市構造の実現、公共交通への転換などにより温室効果ガスの排出量を抑えた社会を指す。
と	都市再生特別措置法	急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図ることを目的とした法律。
	都市機能	居住や商業、工業、行政、文化、福祉など、都市における暮らしや様々な活動を支える機能の総称のこと。
	都市機能誘導区域	誘導施設を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。
	都市計画区域	都市計画法第 5 条に基づき、自然的・社会的な諸条件や人口などの現況及び推移を勘案したうえで、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域のこと。
	都市計画道路	都市の骨格となる道路について、将来整備する位置などを都市計画に定めた道路のこと。
	都市公園	都市計画区域内において地方公共団体などが設置する公園のこと。その大きさにより、都市基幹公園、住区基幹公園などに分けられる。
	土砂災害警戒区域	土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められ、土砂災害防止法第 7 条に基づき指定された区域。
は	パークアンドライド	交通混雑を解消するため、自家用車を都市郊外の鉄道駅やバス停留所付近の駐車場に止め、鉄道やバスに乗り換え目的地へ向かう方式のこと。

は	バリアフリー	高齢者・障害者などが不自由なく移動することができるように、段差や階段などの障害を、スロープやエレベーターの設置などにより除去すること。
ほ	防火地域	市街地において火災の危険を防ぐために指定する地域で、一定の建築物を耐火建築物又は準耐火建築物にしたり、屋根、開口部の戸、外壁などについて防火構造にするなど、防火上の観点から規制が行われる地域のこと。
	防災機能	地震などに起因して発生する市街地火災などの二次災害時において国民の生命、財産を守る、広域防災拠点、避難地、避難路としての機能のこと。
	ホスピタリティ	心のこもったもてなし。
ゆ	雪国観光圏	「観光圏の整備による観光客の来訪及び滞在の促進に関する法律」に基づき、新潟県南部の魚沼地域及び群馬県、長野県の県境を接する地域「魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、みなかみ町、栄村」の 7 市町村を圏域として一体的な観光圏で新たな展開をすることにより地域活性化を目指すもの。
	誘導施設	人口減少・高齢化社会においても、市民の生活利便性を維持するために、その立地を誘導すべき都市機能施設。
	ユニバーサルデザイン	誰にでも使いやすいように製品・建物・環境などをつくるという考え方。
よ	用途地域	建築物が無秩序に混在することを防ぐため、建築できる建物の用途等を定めた、都市計画法第 8 条に基づき指定された地域。用途地域は、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、13 種類ある。用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類が決められる。
り	リピーター	その場所や商品を気に入って再び同じ場所に訪れたり、購入したりする人。
	立地適正化計画制度	居住や都市機能施設の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりを進める制度。
れ	歴史文化	過去に生み出され、将来に継承されるべき産業、学問、芸術、宗教、道徳などのこと。